

# ハローワーク求職情報の 提供サービスについて

平成27年8月5日

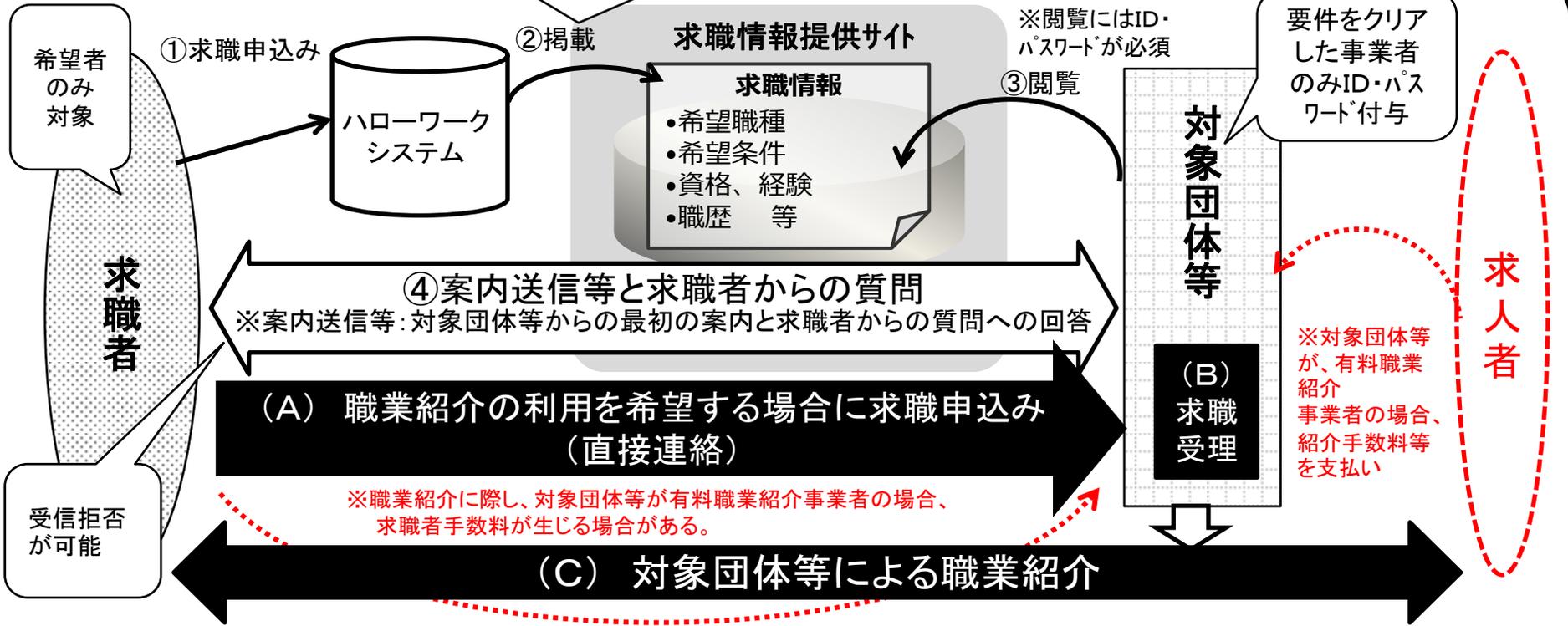
厚生労働省職業安定局

## 本事業の趣旨・目的

- 求人・求職のマッチングに係るインフラとして、一種の公共財的な性格を有するハローワークの求職情報について、有料・無料の職業紹介事業者に提供することにより、以下のことを目指す。
- 国・地方・民間が、それぞれの役割・機能に応じた連携を強化し、オールジャパンとしての「外部労働市場全体のマッチング機能の最大化」を図る。
- 求職者が容易に利用できるマッチングの様々なチャネルを拡大することで、求職者にとって、早期に良質な雇用機会を確保していく。

# ハローワーク求職情報の提供の仕組み

氏名・連絡先等の個人情報提供しない



- ① 求職者がハローワークに求職申込み(ハローワークシステムに求職情報が登録される)。
- ② 希望する求職者について、ハローワークシステムに登録された求職情報(氏名、連絡先等の個人情報等は除く。)を求職情報提供サイトに掲載。
- ③ 掲載されている求職情報を、一定の要件をクリアし、IDとパスワードを発行された対象団体等が閲覧。
- ④ 閲覧した対象団体等が、特定の求職者に連絡を取りたい場合は、当該サイトを経由して案内等を送信。メールを受信した求職者は、当該サイト経由で氏名等を明かさないうまま、サービスの利用希望や質問等について対象団体等とやりとり。

## < (A) 以降は、求職情報提供サイト外で実施 >

(A) 対象団体等の職業紹介の利用を希望する求職者は、対象団体等の案内を受け、対象団体等へ直接求職申込みを行う。

※ 求職申込み・受理以降のやりとりは、求職者と対象団体等の当事者同士が直接行う。

(B) 求職受理以降、(C) 対象団体等による職業紹介の際の手数料等のやりとりを点線で参考記載。

# 求職情報提供サービスの概要①

	民間職業紹介事業者等	地方自治体等
対象団体等	<p><b>1 職業紹介事業を行う事業者であること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職業安定法第30条第1項に基づく有料職業紹介事業を行う事業者</li> <li>○ 職業安定法第33条第1項に基づく無料職業紹介事業を行う事業者</li> <li>○ 職業安定法第33条の3第1項に基づく無料職業紹介事業を行う特別の法人</li> </ul> <p><b>2 職業紹介事業者として一定の実績を有していること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用申請日から起算して過去3ヶ月以内に職業紹介事業者として就職実績を有する者  <small>※ 「就職実績を有する」とは、具体的には、常用就職(注)の実績が1件以上あることとする。  (注)4ヶ月以上の期間を定めて雇用されるもの又は期間の定めなく雇用されるもの</small></li> </ul> <p><b>3 利用規約に同意し、かつその遵守が可能と認められること</b></p> <p><b>4 その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職業安定法により事業停止命令又は業務改善命令を受けている期間中は、参加を認めない。</li> <li>○ 求人情報のオンライン提供について利用停止等の対象となっていないこと</li> </ul>	<p><b>1 地方自治体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職業安定法第33条の4に基づく無料職業紹介事業を行っている地方自治体で、左記2～4を満たす者</li> <li>○ 職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行う地方自治体で、委託先が左記2～4を満たす者</li> <li>○ 職業紹介は行わないものの、就職相談、就職面接会など就職に資する支援を行う地方自治体</li> </ul> <p><b>2 法令等に基づき指定等を受けた団体等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職業安定法第33条第1項に基づく無料職業紹介事業を行う事業者のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令等に基づき、国又は都道府県の指定を受けて法令等で定められた特定の事務・事業を実施する法人</li> <li>・ 特に公益性が高い事業を行う者</li> </ul> </li> </ul> <p>として職業安定局長が認める者で、左記2～4を満たす者</p>
開始時期	平成28年3月〇日から開始(調整中)	
対象となる求職者の範囲	<p>○ <u>ハローワークに求職登録を行っている者のうち、次に掲げる者を除き、求職情報の提供を行うことを希望し、利用規約(求職者用)に同意した者</u></p> <p>【対象から除く求職者】・新規中卒者・新規高卒者 ・障害者として求職登録を行っている者</p>	

# 求職情報提供サービスの概要②

	民間職業紹介事業者等	地方自治体等
提供対象となる求職情報の範囲	<p>○情報提供することに同意した求職者の求職申込書及び求職公開申込書の項目のうち、<u>個人が特定されるもの及び初期段階において提供の必要がないと考えられるものとして、氏名、生年月日、性別、年齢、住所、電話、携帯、FAX、Eメール、配偶者、扶養家族、就業上留意を要する家族、仕事をする上で身体上注意する点、直近の勤務先の情報は提供せず、それ以外の情報（※）を提供する。</u></p> <p>※提供対象となる主な求職情報 希望職種、希望条件（雇用形態、勤務時間、休日、勤務地、収入）、職歴（事業所名は除く）、退職時の税込み月収、学歴、免許・資格など</p>	
対象団体等の利用・更新の手続き	<p><b>1 利用手続き</b> ○利用申請は、民間職業紹介事業者等又は地方自治体単位で実施。 ○四半期ごとに設けられる利用申請受付期間内に、所在地を管轄する労働局へ利用申請書及び利用規約への同意書を提出。 ○労働局が審査し、利用承諾書及びID・パスワードを発行。</p> <p><b>2 更新手続き</b> 初回の利用申請による利用承諾の有効期限は1年間、2回目以降の利用申請による利用承諾の有効期限は3年間。</p>	
求職者の利用希望の確認	<p>○求職者については、ハローワークが求職受理時に（既に求職中の者については、本人からの申出に応じて）希望を確認する。提供希望は「1：地方自治体、民間人材ビジネスともに可」、「2：地方自治体のみ可」、「3：民間人材ビジネスのみ可」、「4：地方自治体、民間人材ビジネスともに不可」の4類型で把握する。</p> <p>○提供希望の確認時には、以下の利用ルール等を説明するとともに、対象団体等一覧（名称、所在地、職業紹介の許可・届出番号、プライバシーマークや職業紹介優良事業者マークの有無等を記載）を配布。</p> <p>※提供希望を把握した後、ハローワークは直接それによって支援の必要性を判断するのではなく、個々の求職者の希望や状況に応じた就職支援を行う。</p>	

# 求職情報提供サービスの概要③

## 民間職業紹介事業者等

## 地方自治体等

- ① ハローワークの求職情報の取得は、自ら行う職業紹介に案内することのみを目的とすること。  
※ただし、地方自治体の場合は、職業紹介以外の就職に資する支援への利用案内が可能
- ② 偽りその他不正の手段によって求職者の個人情報を取得しないこと。
- ③ 求職者の意に反した営業活動を一切行わないこと。
- ④ 求職情報を対象団体等以外の第三者へ提供しないこと。
- ⑤ 求職情報の削除・廃棄
  - a 求職者から求められた場合、当該求職者の求職情報を直ちに削除・廃棄し、対処状況を遅滞なく本人に通知すること。
  - b 対象団体等は案内送信等を求職者から受信拒否された場合、遅滞なく当該求職者の求職情報を削除・廃棄すること。
  - c 求職情報のうち、取得した月の翌々月の末日までに求職受理に至らなかった求職者の求職情報については、遅滞なく削除・廃棄すること。また、当該期間内に求職受理に至った者で、受理した日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年を超えた求職者の求職情報は、遅滞なく削除・廃棄すること。
  - d 対象団体等が本サービスの利用を停止した場合（本サービスを停止された場合及び利用解除をされた場合を含む）、遅滞なく、提供を受けたすべての求職情報を削除・廃棄すること。
- ⑥ 対象団体等が求職情報提供サイトで求職者に最初に案内を送付する際、求職者が利用検討を十分に行うことができるよう、対象団体等の職業紹介の実績、取り扱っている求人に関する情報（職種・業種・地域等）、職業紹介に関する手数料（対象団体等が地方自治体で職業紹介を行わない場合は、就職支援等の内容）や個人情報管理・苦情処理責任者の情報等が必須情報として、システム上で自動的に送信されること。
- ⑦ 求職情報提供サイト上で、本サービスの対象となる求職者に対して、対象団体等が案内送信等できる件数は、総数で1日当たり1,000件を上限とすること。
- ⑧ 氏名、連絡先等の個人を特定できる情報のやりとりは、求職情報提供サイト上では行わず、対象団体等が示す本サービス以外の連絡方法を用いて行うこと。
- ⑨ 本サービスを利用して、新規大学卒業者等に対して行う、職業紹介以外の有料サービスの提供は、当該有料サービスについて別に定める様式により、サービスの種類・金額等について労働局に事前に届け出た上で、求職者の承諾を得た場合を除き、認めないこと。

求職情報の  
取得・  
利用の  
ルール

# 求職情報提供サービスの概要④

## 民間職業紹介事業者等

## 地方自治体等

### 職業紹介を行う際の原則

- ①本サービスを経由して求職者より求職申込みがあった場合は、職業安定法に則り、すべて受理すること。
- ②ハローワークに求職申込みを行った求職者は、無料の職業紹介を受けることを希望しているものであり、職業紹介に伴って、求職受付手数料、職業紹介手数料を含めた**有料のサービスが発生する場合は、求職受理前に求職者に対してその旨の説明を行うこと。**
- ③求職者に対して、職業紹介等(地方自治体の場合は就職支援も含む)と関連しないサービスの提供は行わないこと。**求職者の希望がある場合に限り、職業紹介以外の有料の就職支援サービスを提供することができること。**
- ④対象団体等が求職申込みを受理した後は、**対象団体等の求職者であることを求人者に明確に示すこと。**
- ⑤対象団体等は、本サービスを利用する求職者に派遣労働者としての登録を働きかけないこと。
- ⑥対象団体等による求職情報提供サイト上のやりとり、職業紹介及び関連サービスは、すべて対象団体等の責任において実施し、**ハローワークは一切の責任を負わないこと。**  
ただし、労働局又はハローワークは、本サービスを利用して生じた**求職者からの苦情を受け付け、必要に応じ、事実関係の報告や利用方法の是正等を対象団体等に求めるものであること。**

### 利用状況の報告等

- 対象団体等は、**四半期ごと(6月、9月、12月及び3月。ただし、事業開始の翌々年度からは半期ごと(9月及び3月))に、本サービスの利用申請を行った労働局に報告する。**
  - ①新規求職申込件数、②職業紹介件数、③常用就職件数、④臨時日雇い就職延べ数、⑤苦情受付件数、⑥本サービスを利用して求職申込をした求職者が就職に至る前にサービス提供の中止を申し出た、又は連絡が取れなくなった件数、⑦有料職業紹介事業者の場合は、本サービスを利用して求職申込みをした求職者に係る求職者手数料及び当該求職者の職業紹介について求人者が負担した手数料のそれぞれ合計額と件数
- ※ 職業紹介を行わず各種就職に資する支援を行う地方自治体は、本サービスにより独自の雇用対策をどのように充実させることができたかを内容とする報告を、半期ごと(9月及び3月)に行う。
- 対象団体等は、上記に加え、労働局又はハローワークから求めがあれば、提供された求職情報の利用状況等を報告する。なお、労働局又はハローワークは必要に応じ、個々の対象団体等に対して実態調査を行う場合がある。

# 求職情報提供サービスの概要⑤

## 民間職業紹介事業者等

## 地方自治体等

### 1 職業安定法違反が疑われる場合の対応

求職者からの苦情申出等により、職業安定法違反の疑いがある行為(※)を把握した場合、労働局又はハローワークは情報収集の上、速やかに対象団体等を管轄する労働局の需給調整事業担当に必要な対応を依頼する。対象団体等に対し、職業安定法に基づく許可の取消、事業停止命令又は改善命令を行った場合は、事案の内容に応じて、対象団体等から利用申請を受け付けた労働局は是正が確認されるまでの間、本サービスの停止を行う。

(※)求職申込書の不受理、禁止職種への職業紹介、個人情報への漏洩など

### 2 利用規約違反行為があった場合の対応

求職者からの苦情申出等により、利用規約違反行為(※)を把握した場合、利用規約違反として労働局又はハローワークから是正要請を行うとともに、一定期間(6カ月)の利用停止や是正が確認されるまでの間の本サービスを停止をする。利用再開後、再度利用規約違反行為を行った場合は、本サービスの利用解除をする。

(※)一方的な宣伝的行為、過剰な営業活動、不適切な報告、情報の不正取得など

### 3 法違反及び利用規約違反が疑われる行為が生じた場合の労働局及びハローワークの対応

対象団体等の所在地を管轄する労働局長は、対象団体等が職業安定法、労働者派遣法その他労働関係法令違反に係る行政指導等を受けた場合又は利用規約違反行為が明らかになった場合、事案に応じ、本サービスの停止又は利用解除を行う。

労働局又はハローワークが対象団体等の利用規約違反が疑われる行為を把握した場合、労働局又はハローワークは対象団体等に事実確認を行う。当該行為が利用規約違反に該当する場合は、事案に応じ労働局長が判断するものとし、対象団体等に対しても判断の内容について丁寧に説明する。なお、労働局は、違反行為の事実確認に時間を要する場合、事実確認ができるまでの間、本サービスの停止を一時的に行うことができる。

※上記1から3により、本サービスを停止した場合、対象団体等一覧表に「停止中」の旨記載する。また、利用解除となった対象団体等については、利用解除団体一覧表に解除となった日から3年間掲載する。

### 4 指導等

本サービスを利用する求職者は、求職情報提供サイトで対象団体等からの案内送信等を拒否したい場合、受信拒否を設定することができるが、労働局又はハローワークは、受信拒否をしている求職者数が一定数を越えた場合、当該対象団体等の利用状況の確認や指導を実施すること。

### 5 利用契約の解除を受けた対象団体等の再申請

利用解除となった対象団体等は、利用解除された日から3年間は、利用に係る再申請ができないこととする。

苦情の  
種類と  
利用  
制限

# 参 考

# ハローワーク求職情報の提供サービス実施要領(案)

## 第1 ハローワーク求職情報の提供サービス実施の目的

求人・求職のマッチングに係るインフラとして、一種の公共財的な性格を有する公共職業安定所(以下「安定所」という。)の求職情報について、有料・無料の職業紹介事業者、地方自治体等に提供することにより、求職者が容易に利用できるマッチングの様々なチャネルを拡大するとともに、国・地方・民間が、それぞれの役割・機能に応じた連携を強化し、オールジャパンとしての「外部労働市場全体のマッチング機能の最大化」を図ることを目的とする。

## 第2 求職情報の提供サービスの実施内容

### 1 実施方法

安定所の求職情報の提供サービス(以下「本サービス」という。)は、本サービス実施のために構築した求職情報の提供のためのシステム(以下「システム」という。)を介して、3で定める安定所の求職者の求職情報を、2(1)～(3)で定める民間職業紹介事業者等提供対象となる団体(以下「対象団体等」という。)に提供することにより行う。

なお、求職情報の提供を受けた対象団体等は、当該対象団体等が行う職業紹介事業等を通じた支援を希望する求職者に対し、当該システムを介して対象団体等のサービスの案内などの連絡を行う。対象団体等からの連絡を受けた求職者が対象団体等による支援を受けることを希望する場合は、対象団体等がシステムにより示す連絡先に求職者自らが直接連絡し、当該対象団体等への求職申込み等を行う。

その他、当該対象団体等への求職申込みを行う前に具体的な支援内容を尋ねるなど、求職者が匿名で対象団体等と連絡を取ることも可能とする。

### 2 対象団体等

対象団体等は、以下の(1)から(3)で、かつ、利用規約に同意し、その遵守が可能と認められる者とする。

#### (1) 民間職業紹介事業者等

以下の①から③のいずれかに該当し、利用申請日から起算して過去3ヶ月以内に職業紹介事業者として常用(注)就職の実績が1件以上ある場合は、本サービスの対象とする。

(注)本要領でいう常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4カ月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)のことである。

- ① 職業安定法第30条第1項に基づく有料職業紹介事業を行う事業者
- ② 職業安定法第33条第1項に基づく無料職業紹介事業を行う事業者((3)を除く)
- ③ 職業安定法第33条の3第1項に基づく無料職業紹介事業を行う特別の法人

#### (2) 地方自治体

以下の①から③のいずれかに該当する地方自治体を本サービスの対象とし、②及び③の場合は、委託先を含めて対象とする。

- ① 職業安定法第33条の4第1項に基づく無料職業紹介事業を行う地方自治体で、利用申請日から起算して過去3ヶ月以内に職業紹介事業者として常用就職の実績が1件以上あること。
- ② 職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行う地方自治体(求人者及び求職者から金銭を徴収しない場合に限る。)であって、委託先が利用申請日から起算して過去3ヶ月以内に職業紹介事業者として常用就職の実績が1件以上あること。  
(注1)委託先の職業紹介事業者は、地方自治体から委託を受けた職業紹介事業の範囲内で求職情報を取扱うことを可能とする。利用申請等は地方自治体と連名となり、地方自治体の責任で委託先に適正な利用を徹底させる。  
(注2)地方自治体が、職業紹介事業の実施を含め就労支援事業を包括的に委託した団体(地方自治体が設置した就労支援施設の指定管理者など)は、地方自治体からの委託の範囲内で地方自治体とみなす。利用申請等は地方自治体と連名となり、地方自治体の責任で包括的に委託した団体に適正な利用を徹底させる。包括的に委託した団体が職業紹介事業を民間の職業紹介事業者に委託する場合は、地方自治体及び包括的に委託した団体の責任において、当該委託先事業者に適正な利用を徹底させる。  
(注3)地方自治体が運営費を補助している団体が、自主事業として、事実上、地方自治体の事業とみなすことができる公共性の高い職業紹介事業を実施している場合には、当該職業紹介事業に限り、当該団体は地方自治体の委託先とみなして委託の場合と同様に取扱う。地方自治体と当該団体が連名で利用申請することにより、当該団体の職業紹介事業を地方自治体の事業とみなす。

- ③ 地方自治体(①の地方自治体で無料職業紹介の実績がない地方自治体を含む。)が、求職者に対する職業紹介は行わないものの、労働局や安定所と日常的に連携を図りながら、就職相談、カウンセリング、キャリア・コンサルティング、Uターン希望者に対する就職面接会など就職に資する支援(名称を問わない。)を実施する場合(委託により実施する場合を含む。)がある。このような支援の利用を安定所の求職者に案内し促すことは、支援後のマッチングの可能性を高めるものであることから、職業紹介事業を行わない地方自治体が、各種就職に資する支援を周知・広報することを目的として求職者への働きかけを希望する場合には、本サービスの対象とする。ただし、各種就職に資する支援については、当該支援内容を利用申請時に明らかにすることとする。

#### (3) 法令等に基づき指定等を受けた団体等

以下の①又は②のいずれかに該当し、利用申請日から起算して過去3ヶ月以内に職業紹介事業者として常用就職の実績が1件以上ある場合、本サービスの対象とする。

- ① (1)②のうち法令等に基づき国又は都道府県の指定を受けて法令等で定められた特定の事務・事業を実施する法人で厚生労働省職業安定局長が認める者
- ② (1)②のうち特に公益性が高い事業として厚生労働省職業安定局長が認める無料職業紹介事業者

(次項に続く)

(4) 対象団体等としない場合

対象団体等が、以下の①から③に該当する場合は、本サービスの対象としない。

①から③の適用は職業紹介事業者単位又は地方自治体単位で判断することとし、職業紹介事業者及び地方自治体が、複数の事業所等で職業紹介事業を実施している場合、そのうちの事業所で①から③に該当した場合は、当該職業紹介事業者として本サービスの対象とならない。地方自治体が、職業紹介事業を職業紹介事業者への委託により実施する場合、委託先の職業紹介事業者が①に該当する場合は、求職情報の提供の利用申請を受け付けず、また、本サービスの利用開始後に委託先の職業紹介事業者が②又は③に該当した場合は、地方自治体への本サービスは停止しないが、委託先の職業紹介事業者は提供された求職情報を利用した業務を行うことができない。

なお、以下②及び③により対象団体等に対し本サービスを停止することが決定した場合は、対象団体等一覧表に「停止中」の旨、その理由及び停止期間が定まっている場合はその期間を記載すること。また、対象団体等が本サービスの利用解除となった場合は、利用解除となった対象団体等の一覧表に、利用解除となった日から起算して3年間掲載されること。

① 新規に本サービスの対象としない場合

職業安定法に基づく事業停止命令(第32条の9第2項、第33条の2第7項、第33条の3第2項、第33条の4第2項)又は改善命令(第48条の3)を受けている期間は、新規に本サービスの対象団体等とはしない。また、「ハローワークの求人情報のオンライン提供実施要領」(平成25年12月27日付け職発1227第2号、改定平成27年9月7日)に基づく安定所の求人情報のオンライン提供(以下「求人情報のオンライン提供」という。)の対象団体であって、当該オンライン提供の利用停止の措置を受けている間は、新規に本サービスを提供する対象団体等とはしない。

② 本サービスを停止する場合

本サービスの対象団体等が職業安定法に基づく職業紹介事業の許可の取消(第32条の9第1項、第33条第2項、第33条の3第2項)を受けた場合、事業停止命令を受けた場合及び改善命令を受け必要な改善がなされるまでの間は、本サービスを停止する。

また、求人情報のオンライン提供の対象団体が、当該オンライン提供の利用停止の措置を受けている間は、本サービスについても停止する。

③ 労働局長の判断で本サービスを停止等する場合

本サービスの対象団体等が職業安定法、労働者派遣法及びその他労働関係法令や利用規約に違反した場合、本サービスの利用の申請を受理した労働局長は、事案に応じ、本サービスを停止又は利用解除する。

3 本サービスの対象となる求職者の範囲

本サービスを利用して求職情報の提供を行うことができる求職者の範囲は、安定所の有効求職者であって、次に掲げる者を除き、かつ、求職情報の提供を行うことを希望し利用規約(求職者用)に同意した者とする。

①学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち、大学及び高等専門学校以外の学校(以下「対象学校」という。)の学生又は対象学校の新規卒業者

②障害者として求職登録を行っている者

4 開始時期

本サービスは、平成28年3月0日(調整中)から開始する。

5 本サービスの対象となる求職情報の範囲等

本サービスの対象となる求職情報は、情報提供することに同意した求職者の求職申込書及び求職公開申込書の項目のうち、次に示すものとする。なお、求職申込書及び求職公開申込書の情報について、項目の見直しが行われた場合には随時その内容を反映した項目とする。

(1)求職申込書の情報

①希望する仕事 ②希望勤務時間 ③希望就業形態、④正社員希望⑤派遣の可否 ⑥請負の可否 ⑦希望休日 ⑧週休二日制の希望 ⑨希望勤務地(通勤方法、通勤時間の限度も含む)⑩転居の可否 ⑪マイカー通勤希望 ⑫希望収入(希望月収、希望時間額)⑬条件・その他の希望 ⑭学歴・訓練等受講歴 ⑮自動車免許の有無 ⑯免許・資格・特技 ⑰経験した主な仕事 ⑱退職時(現在)の税込み月収 ⑲あっせんを予定する職業の職業分類 ⑳あっせんを予定する産業の産業分類 ㉑広域職業希望地(希望勤務地に対応した住所コード) ㉒Uターン・Iターン希望

(2)求職公開申込書の情報

①希望する仕事 ②希望勤務時間 ③希望勤務地(通勤方法、通勤時間限度も含む)④希望収入(希望月収、希望時間額) ⑤希望休日 ⑥週休二日制の希望 ⑦派遣の可否 ⑧請負の可否 ⑨海外勤務の可否 ⑩専門知識・技術・能力の内容 ⑪アピールポイント ⑫アピールしたい仕事の経験 ⑬その他特記事項

(3)求職情報の更新

本サービスで提供される求職情報は、1日1回更新される。

(4)求職情報の検索条件

対象団体等は、本サービスで提供される求職情報を、希望職種、希望勤務地、希望収入、免許・資格、Uターン・Iターン希望の有無等で検索することができる。

6 連絡責任者及び個人情報管理・苦情処理責任者の選任等

利用規約により、対象団体等は、労働局及び安定所との調整に当たる連絡責任者(本サービスの利用により行う業務の責任者)並びに個人情報の管理及び本サービスを利用する求職者等からの苦情申出の処理に責任を有する個人情報管理・苦情処理責任者(以下「個人情報管理等責任者」という。)を常勤の職員から各1名選任し、本サービスを利用する求職者に周知する。なお、地方自治体が職業紹介事業を職業紹介事業者に委託する場合は、委託先の職業紹介事業者も常勤の職員から連絡責任者及び個人情報管理等責任者を選任する。また、安定所の求人情報のオンライン提供に係る連絡責任者が上記の連絡責任者を兼務すること及び上記の連絡責任者が個人情報管理等責任者を兼務することは可能である。なお、連絡責任者は、職業安定法第32条の14に基づき選任する職業紹介責任者となることが望ましい(2(2)③の場合を除く。)。また、安定所においては、苦情申出等受付担当者(以下「受付窓口」という。)を設定し、本サービスを利用する求職者に周知すること。本サービスを利用する求職者は、必要に応じて、上記の個人情報管理等責任者又は受付窓口で苦情の申出等を行うこと。

第3 職業安定法の適用及び利用規約の遵守等

1 職業安定法の適用

本サービスは、安定所が受理した求職申込み内容に係る情報提供であり、対象団体等が提供された求職情報を活用して職業紹介を行う際にも職業安定法の適用に変更はなく、職業紹介事業者として自ら求職申込みを受理するとともに、求職者の個人情報の取扱いなど職業紹介事業者として職業安定法上の義務等を負う。厚生労働省又は労働局は、対象団体等が職業安定法の規定に違反した場合には、本サービスの停止や利用解除を行うことができる。

2 利用規約の遵守等

対象団体等及び第2の3で定める求職者は、各利用規約に基づき、本サービスの利用を行うことができる。

なお、対象団体等に対する利用規約は、民間職業紹介事業者等用及び地方自治体等用があり、以下のとおり対象団体等によって適用する規約が異なることに留意する。両者の内容はほぼ同一であるが、地方自治体等用は、地方自治体にのみ適用される内容(職業紹介事業を委託する場合の取扱い等)が含まれる。

<対象団体等に対する利用規約の適用対象>

民間職業紹介事業者等用...2(1)の民間職業紹介事業者等

地方自治体等用...2(2)の地方自治体及び2(3)法令等に基づき指定等を受けた団体等

利用規約は、本サービスの利用開始日から適用され、対象団体等は、利用規約を遵守しなければならない。厚生労働省、労働局又は安定所から対象団体等に対し、利用規約に基づき、利用方法の是正等の要請があれば、速やかに是正すること。

厚生労働省又は労働局は、対象団体等が利用規約に違反した場合には、本サービスの停止や利用解除を行うことができる。

3 対象団体等による求職情報の取得・利用について

本サービスにより提供する求職情報は、第2の5に定めるとおり、求職者から求職申込みを受理する際に安定所が把握した情報のうち個人が特定されないものであり、本サービスを利用して対象団体等が当該情報を取得し、利用する場合には以下の事項を遵守すること。

①対象団体等は、自ら行う職業紹介に案内することのみを目的として本サービスを利用すること。

ただし、対象団体等が地方自治体である場合については、職業紹介以外の就職に資する支援への利用案内を行うことを可能とする。

②対象団体等は、偽りその他不正の手段によって求職者の個人情報を取得しないこと。

③対象団体等は、求職者の意に反した営業活動を一切行わないこと。

④対象団体等は、求職情報を対象団体等以外の第三者へ提供しないこと。

⑤求職情報の削除・廃棄

a 求職者から求められた場合、当該求職者の求職情報を直ちに削除・廃棄し、対処状況を遅滞なく本人に通知すること。

b 対象団体等は、ハローワークインターネットサービス上の専用のページ(以下「求職情報提供サイト」という。)上で、求職者が対象団体等の行う案内送信等(対象団体等からの最初の案内と求職者からの質問への回答等)を受信拒否(ブロック)したことが明らかになった場合は、遅滞なく当該求職者の求職情報を削除・廃棄すること。

c 上記bを除く求職者の求職情報のうち、対象団体等が取得した月の翌々月の末日までに求職受理に至らなかった求職者又は地方自治体の各種就職支援を受けることに同意しなかった求職者の求職情報については、遅滞なく削除・廃棄すること。また、当該期間内に対象団体等への求職の申込みを受理した者又は地方自治体の各種就職支援を受けることに同意した者の求職情報については、受理した日の属する年度(4月を始期とする1年間をいう。以下同じ。)の翌年度初日から起算して1年を超えた場合、遅滞なく削除・廃棄すること。

d 対象団体等が本サービスの利用を停止した場合は、遅滞なく、提供を受けたすべての求職情報を削除・廃棄すること。

⑥ 対象団体等が求職者に送信する最初の案内の内容等

対象団体等が求職情報提供サイトを通じて求職者に最初に案内を送付する際には、求職者がその後のサービスの利用に当たっての検討を十分に行うことができるよう、対象団体等が利用申請書に記載した職業紹介の実績、取り扱っている求人に関する情報(職種・業種・地域等)、職業紹介に関する手数料(対象団体等が地方自治体で職業紹介を行わない場合は、就職支援等の内容)や個人情報管理・苦情処理責任者の情報等がシステム上で自動的に送信されること。  
なお、当該必須情報に虚偽がある場合には、上記②に当たるものとして取り扱うこと。

⑦ 求職情報提供サイト上で、本サービスの対象となる求職者に対して、対象団体等が案内送信等できる件数は、総数で1日当たり1,000件を上限とすること。

⑧ 求職申込みなど氏名、連絡先等の個人を特定できる情報のやりとりは、求職情報提供サイト上では行わずに、対象団体等が示す本サービス以外の連絡方法を用いて行うこと。

⑨ 本サービスを利用して、新規大学卒業者等に対して行う、職業紹介以外の有料サービスの提供は、当該有料サービスについて別に定める様式により、サービスの種類・金額等について、対象団体等が利用申請を行った労働局に届け出た上で、本サービスを利用する求職者に事前に説明し、承諾を得た場合を除き、認めない。

#### 4 対象団体等の求人者への職業紹介等

対象団体等は、本サービスをきっかけとして、自ら行う職業紹介事業等のサービスを受けることを希望し、職業紹介事業者として求職申込を受理した者又は地方自治体の就職支援等を利用することに同意した者に対し、自らの求人者に対する職業紹介又は地方自治体の就職支援等の提供を行うことができる。

その際は、以下を遵守すること。

① 本サービスを經由して求職者より求職申込みがあった場合は、職業安定法に則り、すべて受理すること。

② 安定所に求職申込みを行った求職者は、そもそも無料の職業紹介を受けることを希望しているものであり、職業紹介に伴って、求職受付手数料、職業紹介手数料を含めた有料のサービスが発生する場合は、求職受理前に求職者に対してその旨の説明を行うこと。

③ 求職者に対して、職業紹介等(対象団体等が地方自治体の場合は就職支援も含む)と関連しないサービスの提供は行わないこと。求職者の希望がある場合に限り、職業紹介以外の有料の就職支援サービスを提供することができること。

④ 対象団体等が求職申込みを受理した後は、対象団体等の求職者であることを求人者に明確に示すこと。

⑤ 対象団体等は、本サービスを利用する求職者に派遣労働者としての登録を働きかけないこと。

⑥ 対象団体等による求職情報提供サイト上のやりとり、職業紹介等(対象団体等が地方自治体の場合は就職支援も含む)は、すべて対象団体等の責任において実施し、安定所は一切の責任を負わないこと(雇用対策協定の締結等により、労働局や安定所と地方自治体が連携して雇用対策を実施することとしている場合で、当該連携する雇用支援策の場合を除く)。ただし、労働局又は安定所は、本サービスを利用して生じた求職者からの苦情を受け付け、必要に応じ、事実関係の報告や利用方法の是正等を対象団体等に求めることから、対象団体等は求めがあった場合には責任を持って対応すること。

#### 第4 利用手続き等

##### 1 利用手続き

利用申請は、民間職業紹介事業者等又は地方自治体単位で行うものとし、対象団体等にならうとする民間職業紹介事業者等は別添1、地方自治体等は別添2の利用規約に同意した上で、「ハローワーク求職情報の提供サービス利用申請書」及び「利用規約への同意書」を、四半期ごとに設けられる利用申請受付期間内に、民間職業紹介事業者等又は地方自治体等の所在地を管轄する労働局へ提出することにより行う。労働局は、別途定める「ハローワーク求職情報の提供サービス利用申請受理要領」に基づき、利用申請内容を審査の上、利用承諾書並びにID及びパスワードを通知する。

なお、対象団体等は、利用申請内容に変更があった場合には、直ちに利用申請を行った労働局に変更申請を行うこと。特に職業紹介事業の許可については、利用承諾の有効期限内であっても、職業紹介事業の許可の有効期限が過ぎた場合には、本サービスを停止することとするため、更新をした場合は速やかに変更申請を行うこと。

##### 2 更新手続き

初回の利用申請による利用承諾の有効期限は1年間、2回目以降の利用申請による利用承諾の有効期限は3年間とし、本サービスを継続して利用する際には、有効期限ごとに利用承諾の更新手続きを行うものとする。更新手続きは、対象団体等が、別添1又は別添2の利用規約に同意した上で、「ハローワーク求職情報の提供サービス利用承諾の更新申請書」及び「利用規約への同意書」を、利用承諾の有効期限の満了月の3ヶ月前の最初の日から有効期限の満了月の前の月の最後の日までに、1の利用手続きの申請を行った労働局へ提出することにより行う。労働局は、別途定める「ハローワーク求職情報の提供サービス利用申請受理要領」に基づき、利用申請内容の審査を行うこと。

## 第5 求職者に対する本サービスの利用希望の確認

安定所は、求職申込受理時及びその他求職者からの申出を受けた際に、求職者に対して、厚生労働省が作成するリーフレット及び別添3の利用規約(求職者用)を求職者に提示しつつ以下の1を説明し、以下の2により自らの求職情報を本サービスにより対象団体等に提供するか希望を確認するとともに、本サービスの利用を希望する場合は、利用規約の同意を得た上で、「利用規約への同意書」を提出してもらう。その際、システム上に作成されている対象団体等一覧表を当該求職者に提示すること。

### 1 求職者への説明事項

安定所は、求職者に対し、以下の事項を記載したものを提示し、説明すること。

- ①本サービスの対象となる求職情報は別添3の利用規約(求職者用)の4の範囲であること。
- ②求職情報の提供を行えば、一定の要件を満たした対象団体等から職業紹介や関連サービスの案内とその利用助奨がなされることが見込まれ、これに応じることで対象団体等からの支援等が受けられること。これらの支援等の利用を希望する場合には、対象団体等ごとの定めにより、求職申込みや所要の契約等が必要となる場合があること。
- ③求職情報の提供は、求職情報提供サイトを通じて行われ、一定の要件を満たした対象団体等のみが閲覧できること。
- ④対象団体等が求職情報提供サイトを通じて安定所の個々の求職者に最初に案内を送付する際には、求職者がその後のサービスの利用に当たっての検討を十分に行うことができるよう、対象団体等の職業紹介の実績、取り扱っている求人に関する情報(職種・業種・地域等)、職業紹介に関する手数料(対象団体等が地方自治体で職業紹介を行わない場合は、就職支援等の内容)や個人情報管理・苦情処理責任者の情報等を必須情報として送信することとしていること。これら内容を確認の上、対象団体等からサービスの提供を受けるか否かについて十分に検討すること。
- ⑤④で提供された情報などについて、案内のあった対象団体等に照会を行いたい等の場合は、求職情報提供サイトを通じて、求職者の氏名等は明らかにせず、やりとりを行うことができること。なお、氏名、連絡先等個人を特定できるやりとりは、求職情報提供サイト上では行わず、対象団体等が示す本サービス以外の連絡方法を用いて行うこと。
- ⑥求職者は、求職情報提供サイト上で設定することで、案内を受け取りたい対象団体等の範囲を限定することができること。また、特定の対象団体等からの案内送信等の受け取りを拒否したい場合は、求職者が受信拒否したい対象団体等の設定を自ら行うことが可能であること。
- ⑦有料職業紹介事業者による職業紹介は、手数料が発生する場合があるため、対象団体等である有料職業紹介事業者から職業紹介を希望する場合には、上記④の案内や上記⑤のやりとりの中で手数料について十分説明を受け、手数料の発生について同意した上で職業紹介を受けること。この際、手数料については、求職者が全額負担するものとし、安定所(国)は一切負担しないものであること。その他、関連するサービスも有料となる場合があるが、必要な費用は求職者が全額を負担し、安定所(国)は一切負担しないこと。
- ⑧対象団体等による職業紹介や関連するサービスの利用を希望する場合には、求職情報提供サイトを通じて対象団体等にその旨を伝え、その後、直接連絡を取り合う中で、対象団体等が定める手続きにより、安定所への求職申込とは別に求職のための申込みを行う必要があること。
- ⑨求職者は、求職情報提供サイト上で操作することにより、求職情報の提供をいつでも停止できること。
- ⑩対象団体等は、提供された求職情報の利用にあたり利用規約の遵守を要件としており、これに違反している疑いがあれば、求職申込を行った安定所に相談すること。
- ⑪求職情報提供サイト上での対象団体等とのやりとりや対象団体等の提供するサービスについては、安定所(国)は一切の責任を負わないこと。ただし、労働局又は安定所は、本サービスを利用して生じた求職者からの苦情を受け付け、必要に応じ、事実関係の報告や利用方法の是正等を対象団体等に求めるものであること。

### 2 本サービス利用の確認

安定所は、本サービスの利用について、新規求職者については求職受理時に、既に求職中の者については本人からの申出に応じて、求職者の希望を確認し、以下の4区分(「 」内は求職申込書の記載)のいずれかの該当するコード(番号)を求職申込書の「ハローワーク以外への情報公開」欄に記入すること。その際、安定所は、以下の区分はいつでも変更可能であることを求職者に必ず説明すること。また、安定所は、求職者の提供希望を把握した後も、直接それによって支援の必要性を判断するのではなく、個々の求職者の希望や状況に応じた就職支援を引き続き実施すること。

なお、民間職業紹介事業者等は第2の2(1)、地方自治体等は第2の2(2)及び(3)で定める対象団体等である。

- ①地方自治体等及び民間職業紹介事業者等の両方に情報提供(「1 地方自治体、民間人材ビジネスともに可」)
- ②地方自治体等のみ情報提供(「2 地方自治体のみ可」)
- ③民間職業紹介事業者等のみ情報提供(「3 民間人材ビジネスのみ可」)
- ④地方自治体等及び民間職業紹介事業者等のどちらにも求職情報を提供しない(「4 地方自治体、民間人材ビジネスともに不可」)

## 第6 法違反が疑われる行為及び利用規約違反が生じた場合の対応

対象団体等が本サービスを利用する中で、求職者からの苦情などによって職業安定法違反等法違反が疑われる行為及び利用規約の違反行為が明らかになった場合、以下の対応を行うこと。

## 1 職業安定法違反が疑われる場合の対応

求職者からの苦情などにより、対象団体等に職業安定法違反の疑いがある行為(※)を把握した場合は、労働局又は安定所は情報収集の上、速やかに対象団体等を管轄する労働局の需給調整事業担当に必要な対応を依頼すること。

(※)求職申込書の不受理、禁止職種への職業紹介、個人情報の漏洩など

なお、対象団体等に対し、職業安定法に基づく許可の取消、事業停止命令及び改善命令を行った場合は、対象団体等から利用申請を受け付けた労働局は是正が確認されるまでの間、本サービスの停止を行うこと。

## 2 利用規約違反行為があった場合の対応

### (1) 対象団体等による宣伝、他サービスへの誘導等

求職情報を提供する求職者に対し、求職申込みに向けた案内送信等ではなく各種面接会やセミナー等のサービス(有料・無料を問わない)の一方的な宣伝的行為(職業紹介につなげるための求人情報の提供ではなく単なる求人広告の提供の実施、リクルートスーツの販売広告など職業紹介に無関係な情報の送付など。

第2の2(2)の地方自治体が自ら実施する各種就職支援の周知・紹介を行う場合を除く。)等、本サービスの目的以外の行為が明らかになった場合、次の対応を行う。

なお、求職者は、システム上で特定の対象団体等からの案内送信等を受信拒否(ブロック)することができる。

・ 求職者からの苦情申出等により労働局又は安定所が当該行為を把握した場合、利用規約違反として労働局又は安定所から是正要請を行うとともに、一定期間(6カ月)、本サービスを停止すること。

### (2) 過剰な営業活動

大量の求職者へ働きかけを行って求職申込みさせた後に、重点的に支援を行う者の選別を行う(職業安定法第3条に係るものを除く。)など、対象団体等による過剰な営業活動によって、求職申込をしたものの対象団体等から必要な支援を受けられない恐れが生じていることが明らかになった場合、次の対応を行う。

なお、システム設計上、対象団体等から求職者へ一定期間内に案内送信等できる上限を設定することとしている。

・ 求職者からの苦情申出等により労働局又は安定所が当該行為を把握した場合、労働局又は安定所から是正要請を行い、是正が確認されるまでの間、本サービスを停止すること。利用再開後、再度利用規約違反行為を行った場合は、本サービスの利用解除をすること。

### (3) 不適切な報告、情報の不正取得、第三者への提供等

対象団体等が下記3のなお書き及び第7(1)に示す報告を行わない、虚偽の報告をする、個人が特定されない保有資格等の求職情報を第三者へ提供するなど、報告に関する不適切な行為や求職情報の取扱いに係る不適切な行為が明らかになった場合、次の対応を行う。

ア 一定期間(6カ月)、本サービスを停止すること。利用再開後、再度利用規約違反行為を行った場合は、本サービスの利用解除をすること。

イ 虚偽の内容を報告する、求職情報を不正に取得・利用する等の悪質性が高いと判断される場合は、利用解除をすること。

### (4) その他の不適切な行為

本人が希望しないにもかかわらず在職中の会社に電話連絡等を行う、その他利用規約に違反した行為が明らかになった場合、次の対応を行う。

ア 利用者の苦情申出等により労働局又は安定所が当該行為を把握した場合、利用規約違反として労働局又は安定所から是正要請を行い、是正が確認されるまでの間、本サービスを停止すること。利用再開後、再度利用規約違反行為を行った場合は、本サービスの利用解除をすること。

イ 悪質性が高いと判断される場合は、本サービスの利用解除をすること。

## 3 法違反及び利用規約違反が疑われる行為が生じた場合の労働局及び安定所の対応

対象団体等の所在地を管轄する労働局長は、対象団体等が職業安定法、労働者派遣法その他労働関係法令違反に係る行政指導等を受けた場合又は利用規約違反行為が明らかになった場合、事案に応じ、本サービスを停止又は利用解除をする。その際、利用制限について対象団体等の個人情報管理等責任者に伝えるときも、当該制限に必要なシステム操作を行う。

なお、違反行為の事実関係の確認に時間を要する場合には、労働局は、必要に応じて、対象団体等に丁寧に説明の上、事実が確認されるまでの間、本サービスの停止を一時的に行うことができる。ただし、この場合は、対象団体等一覧表には「停止中」の旨記載しないこと。求職者等からの苦情などにより労働局又は安定所が対象団体等の利用規約違反が疑われる行為を把握した場合、労働局又は安定所は対象団体等の個人情報管理等責任者に事実確認を行う。当該行為が利用規約違反に該当する場合は、事案に応じ労働局長が判断するものとし、対象団体等の個人情報管理等責任者に対しても判断の内容について説明すること。労働局が本サービスの停止又は利用解除を行う際には、必ず事前に厚生労働省首席職業指導官室あて連絡すること。

#### 4 指導等

本サービスを利用する求職者は、求職情報提供サイトで特定の対象団体等からの案内送信等を拒否したい場合に受信拒否を設定することができるが、労働局又は安定所は、システム上で対象団体等ごとに受信拒否をしている求職者数を把握し、一定数を超えた場合は利用状況の確認や指導を実施すること。

#### 5 利用解除を受けた対象団体等の再申請

上記により利用解除された対象団体等は、利用解除された日から3年間は、本サービス利用に係る再申請ができないこととする。なお、当該日から3年経過した後は、再申請を行うことが可能であること。

#### 第7 対象団体等からの報告等

##### 1 利用状況等の報告等

対象団体等は以下により提供された求職情報の利用状況等を、本サービスの利用申請を行った労働局に対して定期的に、及び労働局又は安定所から求めがあれば、遅滞なく報告すること。

##### (1) 実績の定期報告

四半期ごと(6月、9月、12月及び3月ごと。ただし、事業開始の翌々年度からは半期ごと(9月及び3月ごと))に、以下の実績を別に定める様式に取りまとめ、各期末の翌月20日までに本サービスの利用申請を行った労働局に報告すること。

①本サービスの新規求職申込件数

②本サービスの職業紹介件数

③本サービスの常用就職件数

④本サービスの臨時日雇い就職延べ数

⑤本サービスの苦情受付件数

⑥本サービスを利用して求職申込をした求職者が就職に至る前にサービス提供の中止を申し出た、又は連絡が取れなくなった件数

⑦対象団体等有料職業紹介事業者の場合、本サービスを利用して求職申込みをした求職者に係る求職者手数料及び当該求職者の職業紹介について求人者が負担した手数料のそれぞれの合計額と件数

なお、第2の2(2)③で定める、職業紹介を行わず各種の就職に資する支援を行う地方自治体は、上記定期報告に代えて、本サービスにより独自の雇用対策をどのように充実させることができたかを内容とする報告を、半期ごと(9月及び3月ごと)に行うこと。

##### (2) 個々の求職者の就職状況

本サービスを利用する求職者は、対象団体等の紹介で就職に至った場合、求職申込を受理した安定所へ、その旨を遅滞なく報告すること。

##### (3) 労働局等の求めに応じた報告

対象団体等は、上記(1)及び(2)に加え、労働局又は安定所から求めがあれば、提供された求職情報の利用状況等を報告すること。

なお、提供した求職情報の利用状況等について、労働局又は安定所が必要に応じ、個々の対象団体等に対して実態調査を行う場合がある。

##### 2 利用の停止及び各種変更の届出

対象団体等は、利用規約により、本サービスを停止する場合や、各種変更届の提出など、本サービスの利用に関して定める各種の手続き等を遅滞なく行うこと。

# ハローワーク求職情報の提供サービス利用規約(民間職業紹介事業者等用)(案)

- 1 ハローワーク求職情報の提供サービス実施の目的  
求人・求職のマッチングに係るインフラとして、一種の公共財的な性格を有する公共職業安定所(以下「安定所」という。)の求職情報について、有料・無料の職業紹介事業者、地方自治体等に提供することにより、求職者が容易に利用できるマッチングの様々なチャネルを拡大するとともに、国・地方・民間が、それぞれの役割・機能に応じた連携を強化し、オールジャパンとしての「外部労働市場全体のマッチング機能の最大化」を図ることを目的とする。
- 2 利用対象  
安定所の求職情報の提供サービス(以下「本サービス」という。)の利用対象となる団体は次の(1)及び(2)を満たす者とする(以下「対象団体」という。)。なお、職業安定法に基づく事業停止命令又は業務改善命令を受けている期間は、新規に対象としない。
  - (1) 有料又は無料の職業紹介事業を行う次のいずれかの者であること
    - ① 職業安定法第30条第1項に基づく有料職業紹介事業を行う事業者
    - ② 職業安定法第33条第1項に基づく無料職業紹介事業を行う事業者
    - ③ 職業安定法第33条の3第1項に基づく無料職業紹介事業を行う特別の法人
  - (2) 利用申請日から起算して過去3ヶ月以内に職業紹介事業者として常用(注)就職の実績が1件以上あること  
(注)本利用規約でいう常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4カ月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)のことである。
- 3 利用規約の遵守  
本利用規約は、本サービスの利用開始日から適用され、対象団体は、本利用規約を遵守しなければならない。厚生労働省、労働局又は安定所から対象団体に対し、本利用規約に基づき、利用方法の是正等の要請があれば、速やかに是正すること。  
厚生労働省又は労働局は、対象団体が本利用規約に違反した場合に、別に定めるところにより本サービスの停止や利用解除を行うことができる。
- 4 職業安定法の遵守  
本サービスは、安定所が受理した求職申込み内容に係る情報提供であり、対象団体が提供された求職情報を活用して職業紹介を行う際にも職業安定法の適用に変更はなく、職業紹介事業者として自ら求職申込みを受理するとともに、求職者の個人情報の取扱いなど職業紹介事業者として職業安定法上の義務等を負う。  
厚生労働省又は労働局は、対象団体が職業安定法の規定に違反した場合に、別に定めるところにより本サービスの停止や利用解除を行うことができる。
- 5 提供を受けた求職情報の利用
  - (1) 求職情報の取得・利用について  
本サービスにより提供する求職情報は、求職者から求職の申込みを受理する際に安定所が把握した情報であり、本サービスを利用して当該情報を取得し、利用する場合には以下の事項を遵守すること。
    - ① 安定所の求職情報の取得は、自ら行う職業紹介に案内することのみを目的とすること。
    - ② 偽りその他不正の手段によって求職者の個人情報を取得しないこと。
    - ③ 求職者の意に反した営業活動を一切行わないこと。
    - ④ 求職情報を対象団体以外の第三者へ提供しないこと。
    - ⑤ 求職情報の削除・廃棄
      - a 求職者から求められた場合、当該求職者の求職情報を直ちに削除・廃棄し、対処状況を遅滞なく本人に通知すること。
      - b ハローワークインターネットサービス上の専用のページ(以下「求職情報提供サイト」という。)上で求職者から対象団体が行った案内送信等(対象団体からの最初の案内と求職者からの質問への回答等)を受信拒否(ブロック)されたことが明らかになった場合は、遅滞なく当該求職者の求職情報を削除・廃棄すること。
      - c 上記bを除く求職者の求職情報のうち、取得した月の翌々月の末日までに求職受理に至らなかった求職者の求職情報については、遅滞なく削除・廃棄すること。  
また、当該期間内に求職受理に至った者で、受理した日の属する年度(4月を始期とする1年間をいう。以下同じ。)の翌年度の初日から起算して1年を超えた求職者の求職情報は、遅滞なく削除・廃棄すること。
      - d 対象団体が本サービスの利用を停止した場合(上記3、4により本サービスを停止された場合及び利用解除された場合を含む)は、遅滞なく、提供を受けたすべての求職情報を削除・廃棄すること。
  - (2) 対象団体が求職者に送信する最初の案内の内容等  
対象団体が求職情報提供サイトを通じて求職者に最初に案内を送付する際には、求職者がその後のサービスの利用に当たっての検討を十分に行うことができるよう、対象団体が利用申請書に記載した職業紹介の実績、取り扱っている求人に関する情報(職種・業種・地域等)、職業紹介に関する手数料や個人情報管理・苦情処理責任者の情報等がシステム上で自動的に送信される。このため、対象団体は、必須情報に変更があった場合、速やかに本サービスの利用申請を行った労働局(以下「受付労働局」という。)に届け出ること。  
さらに、求職者とやりとりをしている途中で必須情報を変更した場合、求職者に対して必須情報を変更した旨及び変更後の内容を必ず送信すること。  
なお、当該必須情報に虚偽がある場合には、上記②に当たるものとして取り扱うこと。
  - (3) 求職情報提供サイト上で、本サービスの対象となる求職者に対して、対象団体が案内送信等できる件数は、総数で1日当たり1,000件を上限とすること。
  - (4) 求職申込みなど氏名、連絡先等の個人を特定できる情報のやりとりは、求職情報提供サイト上では行わず、対象団体が示す本サービス以外の連絡方法を用いて行うこと。

(次項に続く)

- ⑨ 本サービスを利用して、新規大学卒業者等に対して行う、職業紹介以外の有料サービスの提供は、当該有料サービスについて別に定める様式により、サービスの種類・金額等について、受付労働局に事前に届け出た上で、本サービスを利用する求職者の承諾を得た場合を除き、認めないこと。
- (2) 対象団体の求人者への職業紹介  
対象団体は、本サービスをきっかけとして、自ら行う職業紹介事業へのサービスを受けることを希望し、職業紹介事業者として求職申込を受理した者に対し、自らの求人者に対する職業紹介を行うことができる。  
その際は、以下を遵守すること。
- ① 本サービスを経由して求職者より求職申込みがあった場合は、職業安定法に則り、すべて受理すること。
  - ② 安定所に求職申込みを行った求職者は、そもそも無料の職業紹介を受けることを希望しているものであり、職業紹介に伴って、求職受付手数料、職業紹介手数料を含めた有料のサービスが発生する場合は、求職受理前に求職者に対してその旨の説明を行うこと。
  - ③ 求職者に対して、職業紹介と関連しないサービスの提供は行わないこと。求職者の希望がある場合に限り、職業紹介以外の有料の就職支援サービスを提供することができること。
  - ④ 対象団体が求職申込みを受理した後は、対象団体の求職者であることを求人者に明確に示すこと。
  - ⑤ 対象団体は、本サービスを利用する求職者に派遣労働者としての登録を働きかけないこと。
  - ⑥ 対象団体による求職情報提供サイト上のやりとり、職業紹介及び関連サービスは、すべて対象団体の責任において実施し、安定所は一切の責任を負わないこと。ただし、労働局又は安定所は、本サービスを利用して生じた求職者からの苦情を受け付け、必要に応じ、事実関係の報告や利用方法の是正等を対象団体に求めることから、対象団体は求めがあった場合には責任を持って対応すること。
- 6 法違反が疑われる行為及び利用規約違反が生じた場合の対応  
対象団体が本サービスを利用する中で、求職者からの苦情などによって職業安定法違反等法違反が疑われる行為及び利用規約の違反行為が明らかになった場合、以下の対応を行う。
- (1) 職業安定法違反が疑われる場合の対応  
求職者からの苦情などにより、対象団体に職業安定法違反の疑いがある行為(※)を把握した場合は、労働局又は安定所は情報収集の上、速やかに対象団体を管轄する労働局の需給調整事業担当に必要な対応を依頼する。  
(※)求職申込書の不受理、禁止職種への職業紹介、個人情報への漏洩など  
なお、対象団体に対し、職業安定法に基づく許可の取消、事業停止命令及び改善命令を行った場合は、受付労働局は是正が確認されるまでの間、本サービスの停止を行う。
  - (2) 利用規約違反行為があった場合の対応
    - ① 対象団体による宣伝、他サービスへの誘導等  
求職情報を提供する求職者に対し、求職申込みに向けた案内送信等ではなく各種面接会やセミナー等のサービス(有料・無料を問わない)の一方的な宣伝的行為(職業紹介につなげるための求人情報の提供ではなく単なる求人広告の提供の実施、リクルートスーツの販売広告など職業紹介に無関係な情報の送付など。)等、本サービスの目的以外の行為が明らかになった場合、次の対応を行う。  
なお、求職者は、本サービス実施のために構築した求職情報の提供のためのシステム(以下「システム」という。)上で特定の対象団体からの案内送信等を受信拒否(ブロック)することができる。  
・求職者からの苦情申出等により労働局又は安定所が当該行為を把握した場合、利用規約違反として労働局又は安定所から是正要請を行うとともに、一定期間(6カ月)、本サービスを停止すること。
    - ② 過剰な営業活動  
大量の求職者へ働きかけを行って求職申込みさせた後に、重点的に支援を行う者の選別を行う(職業安定法第3条に係るものを除く。)など、対象団体による過剰な営業活動によって、求職申込をしたものの対象団体から必要な支援を受けられない恐れが生じていることが明らかになった場合、次の対応を行う。  
なお、厚生労働省は、対象団体から求職者へ一定期間内に案内送信等できる上限を定める。  
・求職者からの苦情申出等により労働局又は安定所が当該行為を把握した場合、労働局又は安定所から是正要請を行い、是正が確認されるまでの間、本サービスを停止すること。利用再開後、再度利用規約違反行為を行った場合は、本サービスの利用解除をすること。
    - ③ 不適切な報告、情報の不正取得、第三者への提供等  
対象団体が下記(3)のなお書き及び7(1)に示す報告を行わない、虚偽の報告をする、個人が特定されない保有資格等の求職情報を第三者へ提供するなど、報告に関する不適切な行為や求職情報の取扱いに係る不適切な行為が明らかになった場合、次の対応を行う。
      - a 一定期間(6カ月)、本サービスを停止すること。利用再開後、再度利用規約違反行為を行った場合は、本サービスの利用解除をすること。
      - b 虚偽の内容を報告する、求職情報を不正に取得・利用する等の悪質性が高いと判断される場合は、利用解除をすること。

④ その他の不適切な行為

本人が希望しないにもかかわらず在職中の会社に電話連絡等を行う、その他利用規約に違反した行為が明らかになった場合、次の対応を行う。

- a 利用者の苦情申出等により労働局又は安定所が当該行為を把握した場合、利用規約違反として労働局又は安定所からは是正要請を行い、是正が確認されるまでの間、本サービスを停止すること。利用再開後、再度利用規約違反行為を行った場合は、本サービスの利用解除をすること。
- b 悪質性が高いと判断される場合は、本サービスの利用解除をすること。

(3) 法違反及び利用規約違反が疑われる行為が生じた場合の労働局及び安定所の対応

対象団体の所在地を管轄する労働局長は、対象団体が職業安定法、労働者派遣法その他労働関係法令違反に係る行政指導等を受けた場合又は利用規約違反行為が明らかになった場合、事案に応じ、本サービスを停止又は利用解除を行う。なお、違反行為の事実関係の確認に時間を要する場合には、労働局長の判断により、事実が確認されるまでの間、本サービスの利用停止を一時的に行うことがある。求職者等からの苦情などにより労働局又は安定所が対象団体の利用規約違反が疑われる行為を把握した場合、労働局又は安定所は対象団体の個人情報管理等責任者に事実確認を行うことから、対象団体は責任を持って対応すること。

(4) 指導等

本サービスを利用する求職者は、求職情報提供サイトで特定の対象団体からの案内送信等を拒否したい場合に受信拒否を設定することができるが、労働局又は安定所は、システム上で対象団体ごとに受信拒否をしている求職者数を把握し、一定数を超えた場合は利用状況の確認や指導を実施することから、対象団体は労働局又は安定所からの指導に従うこと。

(5) 利用解除を受けた対象団体の再申請

上記により利用解除を受けた対象団体は、利用解除された日から3年間は、本サービス利用に係る再申請ができないこととする。なお、当該日から3年経過した後は、再申請を行うことが可能であること。

7 対象団体からの報告等

(1) 利用状況等の報告等

対象団体は以下により、提供された求職情報の利用状況等を、本サービスの利用申請を行った労働局に対して定期的に、及び労働局又は安定所から求めがあれば、遅滞なく報告すること。

ア 実績の定期報告

四半期ごと(6月、9月、12月及び3月ごと。ただし、事業開始の翌々年度からは半期ごと(9月及び3月ごと))に、以下の実績を、別に定める様式に取りまとめ、各期末の翌月20日までに本サービスの利用申請を行った労働局に報告すること。

- ① 本サービスの新規求職申込件数
- ② 本サービスの職業紹介件数
- ③ 本サービスの常用就職件数
- ④ 本サービスの臨時日雇い就職延べ数
- ⑤ 本サービスの苦情受付件数
- ⑥ 本サービスを利用して求職申込をした求職者が就職に至る前にサービス提供の中止を申し出た、又は連絡が取れなくなった件数
- ⑦ 7対象団体が有料職業紹介事業者の場合、本サービスを利用して求職申込みをした求職者に係る求職者手数料及び当該求職者の職業紹介について求人者が負担した手数料のそれぞれの合計額と件数

イ 労働局等の求めに応じた報告

対象団体は、上記アに加え、労働局又は安定所から求めがあれば、提供された求職情報の利用状況等を報告すること。

なお、提供した求職情報の利用状況等について、労働局又は安定所が必要に応じ、個々の対象団体に対して実態調査を行う場合があるので、協力すること。

(2) 利用の停止及び各種変更の届出

対象団体は、利用規約により、本サービスを停止する場合や、各種変更届の提出など、本サービスの利用に関して定める各種の手続き等を遅滞なく行うこと。

8 連絡責任者及び個人情報管理・苦情処理責任者の選任

対象団体は、受付労働局及び安定所との連絡調整に当たる連絡責任者(本サービスの利用により行う業務の責任者)並びに個人情報の管理及び本サービスを利用する求職者等からの苦情申出の処理に責任を有する個人情報管理・苦情処理責任者を、常勤の職員から各1名選任すること。

なお、安定所の求人情報のオンライン提供に係る連絡責任者が上記の連絡責任者を兼務すること及び上記の連絡責任者が個人情報管理・苦情処理責任者を兼務することは可能である。また、連絡責任者は、職業安定法第32条の14に基づき選任する職業紹介責任者とするのが望ましい。

- 9 苦情の処理
- (1) 苦情相談窓口の設置等の明示  
対象団体は、求職者等からの苦情について、あらかじめ苦情相談の窓口を設定し、求職情報提供サイトを通じて、求職者個々に最初に案内を送信する際に、求職者に対して明示すること。
- (2) 苦情等の記録  
対象団体は、求職者から苦情の申出を受けた場合は、適切かつ迅速に対応するとともに、申出を受けた年月日、苦情の内容、対応の経過等について記録し、その後のトラブルの防止に活用すること。なお、当該記録については、労働局又は安定所からの求めがあった場合には、遅滞なく提出すること。
- (3) 苦情等への対応  
対象団体は、求職者から苦情の申出を受けた安定所、労働局等から苦情に関する連絡を受けた場合は、直接苦情の申出を受けた場合と同様に、適切かつ迅速に対応すること。
- 10 対象団体の一覧表の提示等  
安定所は本サービスの利用を希望する求職者に対象団体の一覧表を提示すること。  
対象団体の一覧表は、対象団体の名称や所在地、職業紹介事業の許可・届出番号、プライバシーマークや職業紹介優良事業者マークなど第三者機関の認証がある場合はその旨が記載され、求職情報提供サイトに掲載される。  
なお、本サービスの停止となった場合には、対象団体の一覧表に「停止中」の旨、その理由及び停止期間が定まっている場合はその期間が記載される。  
また、本サービスの利用解除となった場合は、利用解除となった日から起算して3年間、「利用解除となった対象団体等の一覧表」に記載され、求職情報提供サイトに掲載される。
- 11 ID及びパスワードの管理  
労働局が対象団体に通知したID及びパスワードは、対象団体の責任で厳重に管理し、第三者に開示、貸与及び譲渡してはならない。ID及びパスワードが、第三者に不正に利用される可能性がある場合は、速やかに厚生労働省職業安定局首席職業指導官室及び労働市場センター業務室に報告すること。
- 12 アクセス制限  
特定の時間帯にアクセスが集中するなどにより本サービスの円滑な運営に支障が生ずる可能性がある場合、厚生労働省は対象団体に通知した上でアクセス制限等の対応を実施する場合がある。
- 13 システム・セキュリティの確保  
求職情報提供サイトの利用にあたっては、システムのセキュリティを確保するため、以下の事項を遵守すること。  
①上記11に留意し、ID及びパスワードの管理を厳重に行うこと。  
②ウイルス対策ソフトを適用し、ウイルス定義ファイルを定期的に最新化すること。  
③セキュリティの脆弱性への対策を行っていないOSや閲覧ソフト等を用いないこと。  
なお、対象団体が、本サービスにより提供された求職情報を取得・利用したこと、ID及びパスワードを第三者に不正に利用されたこと又は上記のセキュリティ対策を適切に講じなかったこと等により、求職者、その他の第三者又は厚生労働省に対して損害を与えた場合、対象団体は自らの責任により解決するものとする。
- 14 メンテナンス作業等の実施  
毎週1回日曜日にシステムのメンテナンスを行うため、メンテナンスに伴いシステムの停止が発生する。
- 15 免責事項等  
本サービスにより提供された求職情報の取得・利用又は本サービスの停止(安定所の業務システムの障害及びシステムメンテナンスによるものも含む。)に関して生じた損害について、厚生労働省は一切責任を負わず、対象団体に対し損害賠償する義務はないものとする。  
また、安定所の業務システムの改修等により、本サービスの停止やソフトウェア等の更新が必要となる場合がありえるが、これに伴い発生する損害や経費は、対象団体が負担すること。
- 16 不利益行為等の禁止  
本サービスの利用に当たっては、第三者又は厚生労働省に対し、不利益もしくは損害を与える行為又はそのおそれがある行為等を禁止する。
- 17 利用規約の変更  
厚生労働省は厚生労働省の裁量により本利用規約を変更することができるものとし、変更後の本利用規約は全て対象団体に適用されるものとする。  
厚生労働省が本利用規約を変更する場合は求職情報提供サイトに掲載することとする。
- 18 その他  
本サービスに関し、本利用規約に定めない事項は、厚生労働省が定めるところによる。  
また、厚生労働省は、求職情報提供サイトへの掲載により、いつでも本サービスの実施について全部又は一部の変更や廃止を行うことができる。
- 19 準拠法及び合意管轄裁判所  
本利用規約には、日本法が適用されるものとする。  
本サービスの利用に関連する紛争については、利用の承諾を得た労働局の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。なお、本サービスの利用に関連した求職者との紛争の場合は、求職者が求職申込みを行った安定所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

# ハローワーク求職情報の提供サービス利用規約(地方自治体等用)(案)

## 1 ハローワーク求職情報の提供サービス実施の目的

求人・求職のマッチングに係るインフラとして、一種の公共財的な性格を有する公共職業安定所(以下「安定所」という。)の求職情報について、有料・無料の職業紹介事業者、地方自治体等に提供することにより、求職者が容易に利用できるマッチングの様々なチャネルを拡大するとともに、国・地方・民間が、それぞれの役割・機能に応じた連携を強化し、オールジャパンとしての「外部労働市場全体のマッチング機能の最大化」を図ることを目的とする。

## 2 利用対象

利用対象は(1)又は(2)とし、以下「対象自治体等」という。

### (1) 地方自治体

安定所の求職情報の提供サービス(以下「本サービス」という。)の利用対象となる団体は、以下の①から③のいずれかに該当する地方自治体とし、②及び③の場合は、委託先を含めて対象とする。なお、職業安定法に基づく事業停止命令又は業務改善命令を受けている期間は、新規に対象としない。

① 職業安定法第33条の4第1項に基づく無料職業紹介事業を行う地方自治体で、利用申請日から起算して過去3ヶ月以内に職業紹介事業者として常用就職の実績が1件以上あること。

(注)本利用規約でいう常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)のことである。

② 職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行う地方自治体(求人者及び求職者から金銭を徴収しない場合に限る。)であって、委託先が利用申請日から起算して過去3ヶ月以内に職業紹介事業者として常用就職の実績が1件以上あること。

(注1)委託先の職業紹介事業者は、地方自治体から委託を受けた職業紹介事業の範囲内で求職情報を取扱うことを可能とする。利用申請等は地方自治体と連名となり、地方自治体の責任で委託先に適正な利用を徹底させる。

(注2)地方自治体が、職業紹介事業の実施を含め就労支援事業を包括的に委託した団体(地方自治体が設置した就労支援施設の指定管理者など)は、地方自治体からの委託の範囲内で地方自治体とみなす。利用申請等は地方自治体と連名となり、地方自治体の責任で包括的に委託した団体に適正な利用を徹底させる。包括的に委託した団体が職業紹介事業を民間の職業紹介事業者に委託する場合は、地方自治体及び包括的に委託した団体の責任において、当該委託先事業者に適正な利用を徹底させる。

(注3)地方自治体が運営費を補助している団体が、自主事業として、事実上、地方自治体の事業とみなすことができる公共性の高い職業紹介事業を実施している場合には、当該職業紹介事業に限り、当該団体は地方自治体の委託先とみなして委託の場合と同様に取扱う。地方自治体と当該団体が連名で利用申請することにより、当該団体の職業紹介事業を地方自治体の事業とみなす。

③ 地方自治体(①の地方自治体で無料職業紹介の実績がない地方自治体を含む。)が、求職者に対する職業紹介は行わないものの、労働局や安定所と日常的に連携を図りながら、就職相談、カウンセリング、キャリア・コンサルティング、Uターン希望者に対する就職面接会など就職に資する支援(名称を問わない。)を実施する場合(委託により実施する場合を含む。)がある。このような支援の利用を安定所の求職者に案内し促すことは、支援後のマッチングの可能性を高めるものであることから、職業紹介事業を行わない地方自治体が、各種就職に資する支援を周知・広報することを目的として求職者への働きかけを希望する場合には、本サービスの対象とする。ただし、各種就職に資する支援については、当該支援内容を利用申請時に明らかにすることとする。

### (2) 法令等に基づき指定等を受けた団体等

以下の①又は②のいずれかに該当し、利用申請日から起算して過去3ヶ月以内に職業紹介事業者として常用就職の実績が1件以上ある場合、本サービスの対象とする。

① 職業安定法第33条第1項に基づく無料職業紹介事業者のうち、法令等に基づき国又は都道府県の指定を受けて法令等で定められた特定の事務・事業を実施する法人で厚生労働省職業安定局長が認める者

② 職業安定法第33条第1項に基づく無料職業紹介事業者のうち、特に公益性が高い事業として厚生労働省職業安定局長が認める無料職業紹介事業者

## 3 利用規約の遵守

本利用規約は、本サービスの利用開始日から適用され、対象自治体等は、本利用規約を遵守しなければならない。厚生労働省、労働局又は安定所から対象自治体等に対し、本利用規約に基づき、利用方法の是正等の要請があれば、速やかに是正すること。

厚生労働省又は労働局は、対象自治体等が本利用規約に違反した場合に、別に定めるところにより本サービスの停止や利用解除を行うことができる。

#### 4 職業安定法の遵守

本サービスは、安定所が受理した求職申込み内容に係る情報提供であり、対象自治体等が提供された求職情報を利用して職業紹介を行う際にも職業安定法の適用に変更はなく、職業紹介事業者として自ら求職申込みを受理するとともに、求職者の個人情報の取扱いなど職業紹介事業者として職業安定法上の義務を負う。

厚生労働省又は労働局は、対象自治体等が職業安定法の規定に違反した場合に、別に定めるところにより本サービスの停止や利用解除を行うことができる。

#### 5 提供を受けた求職情報の利用

##### (1) 求職情報の取得・利用について

本サービスにより提供する求職情報は、求職者から求職の申込みを受理する際に安定所が把握した情報であり、本サービスを利用して当該情報を取得し、利用する場合には以下の事項を遵守すること。

① 安定所の求職情報の取得は、自ら行う職業紹介又は雇用に関する支援に案内することのみを目的とすること。

② 偽りその他不正の手段によって求職者の個人情報を取得しないこと。

③ 求職者の意に反した営業・勧誘活動及び情報提供を一切行わないこと。

④ 求職者の同意を得ずに、求職情報を対象自治体等以外の第三者へ提供しないこと。

⑤ 求職情報の削除・廃棄

a 求職者から求められた場合、当該求職者の求職情報を直ちに削除・廃棄し、対処状況を遅滞なく本人に通知すること。

b ハローワークインターネットサービス上の専用のページ(以下「求職情報提供サイト」という。)上で求職者から対象自治体等が行った案内送信等(対象自治体等からの最初の案内と求職者からの質問への回答等)を受信拒否(ブロック)されたことが明らかになった場合は、遅滞なく当該求職者の求職情報を削除・廃棄すること。

c 上記bを除く求職者の求職情報のうち、取得した月の翌々月の末日までに求職受理に至らなかった求職者又は上記2②における地方自治体等の支援等(以下「自治体の就職支援等」という。)を受けることに同意しなかった求職者の求職情報については、遅滞なく削除・廃棄すること。また、当該期間内に求職受理に至った者又は自治体の就職支援等を受けることに同意した者で、受理した日の属する年度(4月を始期とする1年間をいう。以下同じ。)の翌年度の初日から起算して1年を超えた求職者の求職情報は、遅滞なく削除・廃棄すること。

d 対象自治体等が本サービスの利用を停止した場合(上記3、4により本サービスを停止された場合及び利用解除された場合を含む)は、遅滞なく、提供を受けたすべての求職情報を削除・廃棄すること。

⑥ 対象自治体等が求職者に送信する最初の案内の内容等

対象自治体等が求職情報提供サイトを通じて求職者に最初に案内を送付する際には、求職者がその後のサービスの利用に当たっての検討を十分に行うことができるよう、対象自治体等が利用申請書に記載した職業紹介の実績、取り扱っている求人に関する情報(職種・業種・地域等)(職業紹介を行わない場合は、自治体の就職支援等の内容)、個人情報管理・苦情処理責任者の情報等がシステム上で自動的に送信されること。このため、対象自治体等は、必須情報に変更があった場合、速やかに本サービスの利用申請を行った労働局(以下「受付労働局」という。)に届け出ること。さらに、求職者とやりとりをしている途中で必須情報を変更した場合、求職者に対して必須情報を変更した旨及び変更後の内容を必ず送信すること。

なお、当該必須情報に虚偽がある場合には、上記②に当たるものとして取り扱うこと。

⑦ 求職情報提供サイト上で、本サービスの対象となる求職者に対して、対象自治体等が案内送信等できる件数は、総数で1日当たり1,000件を上限とすること。

⑧ 求職申込みなど氏名、連絡先等の個人を特定できる情報のやりとりは、求職情報提供サイト上では行わず、対象自治体等が示す本サービス以外の連絡方法を用いて行うこと。

⑨ 本サービスを利用して、新規大学卒業者等に対して行う、職業紹介以外の有料サービスの提供は、当該有料サービスについて別に定める様式により、サービスの種類・金額等について、受付労働局に事前に届け出た上で、本サービスを利用する求職者の承諾を得た場合を除き、認めないこととする。

##### (2) 対象自治体等の求人者への職業紹介等

対象自治体等は、本サービスをきっかけとして、自ら行う職業紹介事業等のサービスを受けることを希望し、職業紹介事業者として求職申込を受理した者又は自治体の就職支援等を利用することに同意した者に対し、自らの求人者に対する職業紹介又は自治体の就職支援等の提供を行うことができる。

その際は、以下を遵守すること。

① 本サービスを経由して求職者より求職申込みがあった場合は、職業安定法に則り、すべて受理すること。

② 安定所に求職申込みを行った求職者は、そもそも無料の職業紹介を受けることを希望しているものであり、職業紹介に伴って、求職受付手数料、職業紹介手数料を含めた有料のサービスが発生する場合は、求職受理前に求職者に対してその旨の説明を行うこと。

③ 求職者に対して、職業紹介又は自治体の就職支援等と関連しないサービスの提供は行わないこと。求職者の希望がある場合に限り、職業紹介以外の有料の就職支援サービスを提供することができること。

④ 対象自治体等が求職申込みを受理した後は、対象自治体等の求職者であることを求人者に明確に示すこと。

- ⑤ 対象自治体等は、本サービスを利用する求職者に派遣労働者としての登録を働きかけないこと。
- ⑥ 対象自治体等による求職情報提供サイト上のやりとり、職業紹介及び自治体の就職支援等は、すべて対象自治体等の責任において実施し、安定所は一切の責任を負わないこと(雇用対策協定の締結等により、労働局や安定所と地方自治体が連携して雇用対策を実施することとしている場合で、当該連携する雇用支援策の場合を除く)。  
ただし、労働局又は安定所は、本サービスを利用して生じた求職者からの苦情を受け付け、必要に応じ、事実関係の報告や利用方法の是正等を対象自治体等に求めることから、対象自治体等は求めがあった場合には責任を持って対応すること。

## 6 法違反が疑われる行為及び利用規約違反が生じた場合の対応

対象自治体等が本サービスを利用する中で、求職者からの苦情などによって職業安定法違反等法違反が疑われる行為及び利用規約の違反行為が明らかになった場合、以下の対応を行う。

### (1) 職業安定法違反が疑われる場合の対応

求職者からの苦情などにより、対象自治体等に職業安定法違反の疑いがある行為(※)を把握した場合は、労働局又は安定所は情報収集の上、速やかに対象自治体等を管轄する労働局の需給調整事業担当に必要な対応を依頼すること。

(※)求職申込書の不受理、禁止職種への職業紹介、個人情報の漏洩など

なお、対象自治体等に対し、職業安定法に基づく許可の取消、事業停止命令及び改善命令を行った場合は、受付労働局は是正が確認されるまでの間、本サービスの停止を行う。

### (2) 利用規約違反行為があった場合の対応

#### ① 対象自治体等による宣伝、他サービスへの誘導等

求職情報を提供する求職者に対し、求職申込みに向けた案内送信等ではなく各種面接会やセミナー等のサービス(有料・無料を問わない)の一方的な宣伝的行為(職業紹介につなげるための求人情報の提供ではなく単なる求人広告の提供の実施、リクルートスーツの販売広告など職業紹介に無関係な情報の送付など。2(1)の地方自治体が自ら実施する各種就職支援の周知・紹介を行う場合を除く。)等、本サービスの目的以外の行為が明らかになった場合、次の対応を行う。なお、求職者は、本サービス実施のために構築した求職情報の提供のためのシステム(以下「システム」という。)上で特定の対象自治体等からの案内送信等を受信拒否(ブロック)することができる。

・求職者からの苦情申出等により労働局又は安定所が当該行為を把握した場合、利用規約違反として労働局又は安定所からは是正要請を行うとともに、一定期間(6カ月)、本サービスを停止すること。

#### ② 過剰な営業活動

大量の求職者へ働きかけを行って求職申込みさせた後に、重点的に支援を行う者の選別を行う(職業安定法第3条に係るものを除く。)など、対象自治体等による過剰な営業活動によって、求職申込をしたものの対象自治体等から必要な支援を受けられない恐れが生じていることが明らかになった場合、次の対応を行う。

なお、厚生労働省は、対象自治体等から求職者へ一定期間内に案内送信等できる上限を定める。

・求職者からの苦情申出等により労働局又は安定所が当該行為を把握した場合、労働局又は安定所からは是正要請を行い、是正が確認されるまでの間、本サービスを停止すること。利用再開後、再度利用規約違反行為を行った場合は、本サービスの利用解除をすること。

#### ③ 不適切な報告、情報の不正取得、第三者への提供等

対象自治体等が下記(3)のなお書き及び7(1)に示す報告を行わない、虚偽の報告をする、個人が特定されない保有資格等の求職情報を第三者へ提供するなど、報告に関する不適切な行為や求職情報の取扱いに係る不適切な行為が明らかになった場合、次の対応を行う。

a 一定期間(6カ月)、本サービスを停止すること。利用再開後、再度利用規約違反行為を行った場合は、本サービスの利用解除をすること。

b 虚偽の内容を報告する、求職情報を不正に取得・利用する等の悪質性が高いと判断される場合は、利用解除をすること。

#### ④ その他の不適切な行為

本人が希望しないにもかかわらず在職中の会社に電話連絡等を行う、その他利用規約に違反した行為が明らかになった場合、次の対応を行う。

a 利用者の苦情申出等により労働局又は安定所が当該行為を把握した場合、利用規約違反として労働局又は安定所からは是正要請を行い、是正が確認されるまでの間、本サービスを停止すること。利用再開後、再度利用規約違反行為を行った場合は、本サービスの利用解除をすること。

b 悪質性が高いと判断される場合は、本サービスの利用解除をすること。

- (3) 法違反及び利用規約違反が疑われる行為が生じた場合の労働局及び安定所の対応  
対象自治体等の所在地を管轄する労働局長は、対象自治体等が職業安定法、労働者派遣法その他労働関係法令違反に係る行政指導等を受けた場合又は利用規約違反行為が明らかになった場合、事案に応じ、本サービスを停止又は利用解除を行う。なお、違反行為の事実関係の確認に時間を要する場合には、労働局長の判断により、事実が確認されるまでの間、本サービスの停止を一時的に行うことがある。求職者等からの苦情などにより労働局又は安定所が対象自治体等の利用規約違反が疑われる行為を把握した場合、労働局又は安定所は対象自治体等の個人情報管理等責任者に事実確認を行うことから、対象自治体等は責任を持って対応すること。

- (4) 指導等  
本サービスを利用する求職者は、求職情報提供サイトで特定の対象自治体等からの案内送信等を拒否したい場合に受信拒否を設定することができるが、労働局又は安定所は、システム上で対象自治体等ごとに受信拒否をしている求職者数を把握し、一定数を越えた場合は利用状況の確認や指導を実施することから、対象自治体等は労働局又は安定所からの指導に従うこと。

- (5) 利用解除を受けた対象自治体等の再申請  
上記により利用解除を受けた対象自治体等は、利用解除された日から3年間は、本サービス利用に係る再申請ができないこととする。なお、当該日から3年経過した後は、再申請を行うことが可能であること。

## 7 対象自治体等からの報告等

### (1) 利用状況等の報告等

対象自治体等は以下により、提供された求職情報の利用状況等を、本サービスの利用申請を行った労働局に対して定期的に、及び労働局又は安定所から求めがあれば、遅滞なく報告すること。

#### ア 実績の定期報告

四半期ごと(6月、9月、12月及び3月ごと。ただし、事業開始の翌々年度からは半期ごと(9月及び3月ごと))に、以下の実績を、別に定める様式に取りまとめ、各期末の翌月20日までに受付労働局に報告すること。

- ① 本サービスの新規求職申込件数
- ② 本サービスの職業紹介件数
- ③ 本サービスの常用就職件数
- ④ 本サービスの臨時日雇い就職延べ数
- ⑤ 本サービスの苦情受付件数
- ⑥ 本サービスを利用して求職申込をした求職者が就職に至る前にサービス提供の中止を申し出た、又は連絡が取れなくなった件数

なお、職業紹介を行わず各種の就職に資する支援を行う地方自治体は、上記定期報告に代えて、本サービスにより独自の雇用対策をどのように充実させることができたかを内容とする報告を、半期ごと(9月及び3月ごと)に行うこと。

#### イ 労働局等の求めに応じた報告

対象自治体等は、上記アに加え、労働局又は安定所から求めがあれば、提供された求職情報の利用状況等を報告すること。

なお、提供した求職情報の利用状況等について、労働局又は安定所が必要に応じ、個々の対象自治体等に対して実態調査を行う場合があるので、協力すること。

### (2) 利用の停止及び各種変更の届出

対象自治体等は、利用規約により、本サービスを停止する場合や、各種変更届の提出など、本サービスの利用に関して定める各種の手続き等を遅滞なく行うこと。

## 8 連絡責任者及び個人情報管理・苦情処理責任者の選任

対象自治体等は、受付労働局及び安定所との連絡調整に当たる連絡責任者(本サービスの利用により行う業務の責任者)並びに個人情報の管理及び本サービスを利用する求職者等からの苦情申出の処理に責任を有する個人情報管理・苦情処理責任者を、常勤の職員の中から各1名選定すること。地方自治体が職業紹介事業を職業紹介事業者に委託する場合は、委託先の職業紹介事業者も常勤の職員から連絡責任者及び個人情報管理等責任者を選任すること。

なお、安定所の求人情報のオンライン提供に係る連絡責任者が上記の連絡責任者を兼務すること及び上記の連絡責任者が個人情報管理・苦情処理責任者を兼務することは可能である。また、連絡責任者は、職業安定法第32条の14に基づき選任する職業紹介責任者となることが望ましい(2(1)③の場合は除く)。

## 9 苦情の処理

### (1) 苦情相談窓口の設置等の明示

対象自治体等は、求職者等からの苦情について、あらかじめ苦情相談の窓口を設定し、求職情報提供サイトを通じて、求職者個々に最初に案内を送信する際に、求職者に対して明示すること。

### (2) 苦情等の記録

対象自治体等は、求職者から苦情の申出を受けた場合は、適切かつ迅速に対応するとともに、申出を受けた年月日、苦情の内容、対応の経過等について記録し、その後のトラブルの防止に活用すること。なお、当該記録については、労働局又は安定所からの求めがあった場合には、遅滞なく提出すること。

(3) 苦情等への対応

対象自治体等は、求職者から苦情の申出を受けた安定所、労働局等から苦情に関する連絡を受けた場合は、直接苦情の申出を受けた場合と同様に、適切かつ迅速に対応すること。

10 対象自治体等の一覧表の提示等

安定所は本サービスの利用を希望する求職者に対象自治体等の一覧表を提示すること。

対象自治体等の一覧表は、対象自治体等の名称や所在地、職業紹介事業の許可・届出番号、プライバシーマークや職業紹介優良事業者マークなど第三者機関の認証がある場合はその旨(職業紹介事業を委託で実施する場合の委託先が取得する場合も含む)が記載され、求職情報提供サイトに掲載される。

なお、本サービスの停止となった場合には、対象自治体等の一覧表に「停止中」の旨、その理由及び停止期間が定まっている場合はその期間が記載される。

また、本サービスの利用解除となった場合は、利用解除となった日から起算して3年間、「利用解除となった対象団体等の一覧表」に記載され、求職情報提供サイトに掲載される。

11 ID及びパスワードの管理

労働局が対象自治体等に通知したID及びパスワードは、対象自治体等の責任で厳重に管理し、第三者に開示、貸与及び譲渡してはならない。ID及びパスワードが、第三者に不正に利用される可能性がある場合は、速やかに厚生労働省職業安定局首席職業指導官室及び労働市場センター業務室に報告すること。

12 アクセス制限

特定の時間帯にアクセスが集中するなどにより本サービスの円滑な運営に支障が生ずる可能性がある場合、厚生労働省は対象自治体等に通知した上でアクセス制限等の対応を実施する場合がある。

13 システム・セキュリティの確保

求職情報提供サイトの利用にあたっては、システムのセキュリティを確保するため、以下の事項を遵守すること。

①上記11に留意し、ID及びパスワードの管理を厳重に行うこと。

②ウイルス対策ソフトを適用し、ウイルス定義ファイル定期的に最新化すること。

③セキュリティの脆弱性への対策を行っていないOSや閲覧ソフト等を用いないこと。

なお、対象自治体等が、本サービスにより提供された求職情報を取得・利用したこと、ID及びパスワードを第三者に不正に利用されたこと又は上記のセキュリティ対策を適切に講じなかったこと等により、求職者、その他の第三者又は厚生労働省に対して損害を与えた場合、対象自治体等は自らの責任により解決するものとする。

14 メンテナンス作業等の実施

毎週1回日曜日にシステムのメンテナンスを行うため、メンテナンスに伴いシステムの停止が発生する。

15 免責事項等

本サービスにより提供された求職情報の取得・利用又は本サービスの停止(安定所の業務システムの障害及びシステムメンテナンスによるものも含む。)に関して生じた損害について、厚生労働省は一切責任を負わず、対象自治体等に対し損害賠償する義務はないものとする。また、安定所の業務システムの改修等により、本サービスの停止やソフトウェア等の更新が必要となる場合がありえるが、これに伴い発生する損害や経費は、対象自治体等が負担すること。

16 不利益行為等の禁止

本サービスの利用に当たっては、第三者又は厚生労働省に対し、不利益もしくは損害を与える行為又はそのおそれがある行為等を禁止する。

17 利用規約の変更

厚生労働省は厚生労働省の裁量により本利用規約を変更することができるものとし、変更後の本利用規約は全て対象自治体等に適用されるものとする。

厚生労働省が本利用規約を変更する場合は求職情報提供サイトに掲載することとする。

18 その他

本サービスに関し、本利用規約に定めない事項は、厚生労働省が定めるところによる。

また、厚生労働省は、求職情報提供サイトへの掲載により、いつでも本サービスの実施について全部又は一部の変更や廃止を行うことができる。

19 準拠法及び合意管轄裁判所

本利用規約には、日本法が適用されるものとする。

本サービスの利用に関連する紛争については、利用の承諾を得た労働局の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。なお、本サービスの利用に関連した求職者との紛争の場合は、求職者が求職申込みを行った安定所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

20 附則

本利用規約は、平成28年3月〇日(調整中)から施行する。

# ハローワーク求職情報の提供サービス利用規約(求職者用)(案)

## 1 ハローワーク求職情報の提供サービス実施の目的

求人・求職のマッチングに係るインフラとして、一種の公共財的な性格を有する公共職業安定所(以下「安定所」という。)の求職情報について、有料・無料の職業紹介事業者、地方自治体等に提供することにより、求職者が容易に利用できるマッチングの様々なチャネルを拡大するとともに、国・地方・民間が、それぞれの役割・機能に応じた連携を強化し、オールジャパンとしての「外部労働市場全体のマッチング機能の最大化」を図ることを目的とする。

## 2 求職情報の提供サービスの実施内容

安定所の求職情報の提供サービス(以下「本サービス」という。)は、本サービス実施のために構築した求職情報の提供のためのシステム(以下「システム」という。)を介して、3で定める安定所の求職者の求職情報を、民間職業紹介事業者、地方自治体等提供対象となる団体(以下「対象団体等」という。)に提供することにより行う。

なお、求職情報の提供を受けた対象団体等は、当該対象団体等が行う職業紹介事業等を通じた支援を希望する求職者に対し、当該システムを介して対象団体等のサービスの案内などの連絡を行う。対象団体等からの連絡を受けた求職者が対象団体等による支援を受けることを希望する場合は、対象団体等がシステムにより示す連絡先に求職者自らが直接連絡し、当該対象団体等への求職申込み等を行う。その他、当該対象団体等への求職申込みを行う前に具体的な支援内容を尋ねるなど、求職者が匿名で対象団体等と連絡を取ることも可能とする。

## 3 本サービスの対象となる求職者の範囲

本サービスを利用して求職情報の提供を行うことができる求職者の範囲は、安定所の有効求職者であって、次に掲げる者を除き、かつ、求職情報の提供を行うことを希望し利用規約(求職者用)に同意した者とする。

- ①学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち、大学及び高等専門学校以外の学校(以下「対象学校」という。)の学生又は対象学校の新規卒業者
- ②障害者として求職登録を行っている者

## 4 本サービスの対象となる求職情報の範囲等

本サービスの対象となる求職情報は、情報提供することに同意した求職者の求職申込書及び求職公開申込書の項目のうち、次に示すものとする。

なお、求職申込書及び求職公開申込書の情報について、項目の見直しが行われた場合には随時その内容を反映した項目とする。

### (1)求職申込書の情報

- ①希望する仕事
- ②希望勤務時間
- ③希望就業形態
- ④正社員希望
- ⑤派遣の可否
- ⑥請負の可否
- ⑦希望休日
- ⑧週休二日制の希望
- ⑨希望勤務地(通勤方法、通勤時間の限度も含む)
- ⑩転居の可否
- ⑪マイカー通勤希望
- ⑫希望収入(希望月収、希望時間額)
- ⑬条件・その他の希望
- ⑭学歴・訓練等受講歴
- ⑮自動車免許の有無
- ⑯免許・資格・特技
- ⑰経験した主な仕事
- ⑱退職時(現在)の税込み月収
- ⑲あっせんを予定する職業の職業分類
- ⑳あっせんを予定する産業の産業分類
- ㉑広域職業希望地(希望勤務地に対応した住所コード)
- ㉒Uターン・Iターン希望

### (2)求職公開申込書の情報

- ①希望する仕事
- ②希望勤務時間
- ③希望勤務地(通勤方法、通勤時間限度も含む)
- ④希望収入(希望月収、希望時間額)
- ⑤希望休日
- ⑥週休二日制の希望
- ⑦派遣の可否
- ⑧請負の可否
- ⑨海外勤務の可否
- ⑩専門知識・技術・能力の内容
- ⑪アピールポイント
- ⑫アピールしたい仕事の経験
- ⑬その他特記事項

### (3)求職情報の更新

本サービスで提供される求職情報は、1日1回更新される。

### (4)求職情報の検索条件

対象団体等は、本サービスで提供される求職情報を、希望職種、希望勤務地、希望収入、免許・資格、Uターン・Iターン希望の有無等で検索することができる。

## 5 本サービスの提供

本サービスは、安定所に求職申込みをし、本サービスの利用を希望した求職者に対し、個々にID及びパスワードを通知し、本サービスの利用を開始する。本サービスの利用にあたっては、以下の項目に留意すること。

- ① 本サービスの対象となる求職情報は、上記4の求職情報の範囲であること。
- ② 求職情報の提供を行えば、一定の要件を満たした対象団体等から職業紹介や関連サービスの案内とその利用勧奨がなされることが見込まれ、これに応じることで対象団体等からの支援等が受けられること。これらの支援等の利用を希望する場合には、対象団体等ごとの定めにより、求職申込みや所要の契約等が必要となる場合があること。
- ③ 求職情報の提供は、ハローワークインターネットサービス上の専用のページ(以下「求職情報提供サイト」という。)を通じて行われ、一定の要件を満たした対象団体等のみが閲覧できること。
- ④ 対象団体等が求職情報提供サイトを通じて安定所の個々の求職者に最初に案内を送付する際には、求職者がその後のサービスの利用に当たっての検討を十分に行うことができるよう、対象団体等の職業紹介の実績、取り扱っている求人に関する情報(職種・業種・地域等)、職業紹介に関する手数料(対象団体等が地方自治体で職業紹介を行わない場合は、就職支援等の内容)や個人情報管理・苦情処理責任者の情報等を必須情報として送信することとしていること。これら内容を確認の上、対象団体等からサービスの提供を受けるか否かについて十分に検討すること。
- ⑤ ④で提供された情報などについて、案内のあった対象団体等に照会を行いたい等の場合は、求職情報提供サイトを通じて、求職者の氏名等を明らかにせず、やりとりを行うことができること。なお、氏名、連絡先等個人を特定できるやりとりは、求職情報提供サイト上では行わず、対象団体等が示す本サービス以外の連絡方法を用いて行うこと。

(次項に続く)

- ⑥ 求職者は、求職情報提供サイト上で設定することで、案内を受け取りたい対象団体等の範囲を限定することができること。また、特定の対象団体等からの案内送信等の受け取りを拒否したい場合は、求職者が受信拒否したい対象団体等の設定を自ら行うことが可能であること。
- ⑦ 有料職業紹介事業者による職業紹介は、手数料が発生する場合があるため、対象団体等である有料職業紹介事業者から職業紹介を希望する場合には、上記④の案内や上記⑤のやりとりの中で手数料について十分説明を受け、手数料の発生について同意した上で職業紹介を受けること。この際、手数料については、求職者が全額負担するものとし、安定所(国)は一切負担しないものであること。その他、関連するサービスも有料となる場合があるが、必要な費用は求職者が全額を負担し、安定所(国)は一切負担しないこと。
- ⑧ 対象団体等による職業紹介や関連するサービスの利用を希望する場合には、求職情報提供サイトを通じて対象団体等にその旨を伝え、その後、直接連絡を取り合う中で、対象団体等が定める手続きにより、安定所への求職申込とは別に求職のための申込みを行う必要があること。
- ⑨ 求職者は、求職情報提供サイト上で操作することにより、求職情報の提供をいつでも停止できること。
- ⑩ 対象団体等は、提供された求職情報の利用にあたり利用規約の遵守を要件としており、これに違反している疑いがあれば、求職申込を行った安定所に相談すること。
- ⑪ 求職情報提供サイト上での対象団体等とのやりとりや対象団体等の提供するサービスについては、安定所(国)は一切の責任を負わないこと。ただし、労働局又は安定所は、本サービスを利用して生じた求職者からの苦情を受け付け、必要に応じ、事実関係の報告や利用方法の是正等を対象団体等に求めるものであること。

## 6 提供した求職情報の利用

### (1) システムの利用について

ID・パスワードを取得した求職者は、システムにログインし、対象団体等からの案内を受信することができる。また、求職者は匿名で、案内を参考に特定の対象団体等に具体的な支援内容を尋ねるなど対象団体等と連絡をとることができる。さらに、特定の対象団体等からの案内送信等(対象団体等からの最初の案内と求職者からの質問への回答等)を受信拒否(ブロック)することも可能である。

### (2) 対象団体等による求職情報の取得・利用について

本サービスにより提供する求職情報は、上記4に定めるとおり求職者から求職申込みを受理する際に安定所が把握した情報のうち個人が特定されないものである。提供先である対象団体等に対しては、本サービスを利用して当該情報を取得し、利用する場合には以下の事項を遵守させることとしている。

- ① 対象団体等は、自ら行う職業紹介に案内することのみを目的として本サービスを利用すること。ただし、対象団体等が地方自治体である場合については、職業紹介以外の就職に資する支援への利用案内を行うことを可能とする。
- ② 対象団体等は、偽りその他不正の手段によって求職者の個人情報を取得しないこと。
- ③ 対象団体等は、求職者の意に反した営業活動を一切行わないこと。
- ④ 対象団体等は、求職情報を対象団体等以外の第三者へ提供しないこと。
- ⑤ 求職情報の削除・廃棄
  - a 求職者が求めた場合、当該求職者の求職情報を直ちに削除・廃棄し、対処状況を遅滞なく本人に通知すること。
  - b 対象団体等は、求職情報提供サイト上で、求職者が対象団体等の行う案内送信等を受信拒否(ブロック)したことが明らかになった場合は、遅滞なく当該求職者の求職情報を削除・廃棄すること。
  - c 上記bを除く求職者の求職情報のうち、対象団体等が取得した月の翌々月の末日までに求職受理に至らなかった求職者又は地方自治体の各種就職支援を受けることに同意しなかった求職者の求職情報については、遅滞なく削除・廃棄すること。また、当該期間内に対象団体等への求職の申込みを受理した者又は地方自治体の各種就職支援を受けることに同意した者の求職情報については、受理した日の属する年度(4月を始期とする1年間をいう。以下同じ。)の翌年度の初日から起算して1年を超えた場合、遅滞なく削除・廃棄すること。
  - d 対象団体等が本サービスの利用を停止した場合は、遅滞なく、提供を受けたすべての求職情報を削除・廃棄すること。

### ⑥ 対象団体等が求職者に送信する最初の案内の内容等

対象団体等が求職情報提供サイトを通じて求職者に最初に案内を送付する際には、求職者がその後のサービスの利用に当たっての検討を十分に行うことができるよう、対象団体等が利用申請書に記載した職業紹介の実績、取り扱っている求人に関する情報(職種・業種・地域等)、職業紹介に関する手数料(対象団体等が地方自治体で職業紹介を行わない場合は、就職支援等の内容)や個人情報管理・苦情処理責任者の情報等がシステム上で自動的に送信されること。なお、当該必須情報に虚偽がある場合には、上記②に当たるものとして取り扱うこと。

- ⑦ 求職情報提供サイト上で、本サービスの対象となる求職者に対して、対象団体等が案内送信等できる件数は、総数で1日当たり1,000件を上限とすること。
- ⑧ 求職申込みなど氏名、連絡先等の個人を特定できる情報のやりとりは、求職情報提供サイト上では行わずに、対象団体等が示す本サービス以外の連絡方法を用いて行うこと。
- ⑨ 本サービスを利用して、新規大学卒業者等に対する職業紹介以外の有料サービスの提供は、当該有料サービスについて別に定める様式により、サービスの種類・金額等について、対象団体等が利用申請を行った労働局に届け出た上で、本サービスを利用する求職者に事前に説明し、承諾を得た場合を除き、認めないこと。

(前項から続く)

(3) 対象団体等の求人者への職業紹介等の支援

求職者は、希望により対象団体等に対して求職申込を行い、対象団体等が受理した求人者への職業紹介に関する支援を受けることができる。

その際、対象団体等に対しては以下の事項を遵守させることとしている。

- ① 本サービスを経由して求職者より求職申込みがあった場合は、職業安定法に則り、すべて受理すること。
- ② 安定所に求職申込みを行った求職者は、そもそも無料の職業紹介を受けることを希望しているものであり、職業紹介に伴って、求職受付手数料、職業紹介手数料を含めた有料のサービスが発生する場合は、求職受理前に求職者に対してその旨の説明を行うこと。
- ③ 求職者に対して、職業紹介等(対象団体等が地方自治体の場合は就職支援も含む)と関連しないサービスの提供は行わないこと。求職者の希望がある場合に限り、職業紹介以外の有料の就職支援サービスを提供することができること。
- ④ 対象団体等が求職申込みを受理した後は、対象団体等の求職者であることを求人者に明確に示すこと。
- ⑤ 対象団体等は、本サービスを利用する求職者に派遣労働者としての登録を働きかけないこと。
- ⑥ 対象団体等による職業紹介等(対象団体等が地方自治体の場合は就職支援も含む)は、すべて対象団体等の責任において実施し、安定所は一切の責任を負わないこと(雇用対策協定の締結等により、労働局や安定所と地方自治体が連携して雇用対策を実施することとしている場合で、当該連携する雇用支援策の場合を除く)。ただし、労働局又は安定所は、本サービスを利用して生じた求職者からの苦情を受け付け、必要に応じ、事実関係の報告や利用方法の是正等を対象団体等に求めるものであること。

7 利用可能期間及び利用の停止

本サービスの利用可能期間は、本サービスを利用する求職者が安定所の有効求職者である期間とする。ただし、求職者は、求職情報提供サイト上で操作することにより、いつでも求職情報の提供を停止できる。

8 求職者からの報告

本サービスを利用する求職者は、対象団体等の紹介で就職に至った場合、求職申込みを行った安定所へその旨を遅滞なく報告すること。

9 苦情の申出

対象団体等は、苦情に対して適切かつ迅速に対応するため、個人情報管理・苦情処理責任者を選定し、求職者に対する最初の案内送信時等の際にその連絡先を送付することとしていることから、本サービスを利用する求職者は、個人情報管理・苦情処理責任者に苦情の申出を行うこと。また、安定所においても苦情申出等受付担当者(以下「受付窓口」という。)を設定し、周知することとしているので、本サービスを利用する求職者は、必要に応じて、受付窓口にて苦情の申出を行うこと。

10 本サービスの利用に必要な機器等

本サービスの利用のために必要な端末機器、通信設備、その他の設備等は、本サービスを利用する求職者の負担とする。

11 利用環境

(1) 動作確認済みのブラウザ

求職情報提供サイトは、Internet Explorer9.0～10.0、FireFox23、Safari6、Google Chrome29で動作の確認を行っているが、利用環境によっては一部表示上の不具合が発生する可能性があること。

(2) 表示エラー

Microsoft Windows Vista 及び Windows 7 には環境依存文字(※)として扱える文字が追加されている。求職情報提供サイトは環境依存文字に対応していないため、環境依存文字を使用した場合は文字化けが発生し、正しくサービスが利用できない場合がある。利用にあたっては、環境依存文字を使用しないようにすること。

※ Windows Vista 及び Windows 7 では漢字変換の際に「環境依存文字(unicode)」と表示される

12 ID及びパスワードの管理

労働局が本サービスを利用する求職者に通知したID及びパスワードは、本サービスを利用する求職者の責任で厳重に管理し、第三者に開示、貸与及び譲渡してはならない。ID及びパスワードが、第三者に不正に利用される可能性がある場合は、速やかに厚生労働省職業安定局首席職業指導官室及び労働市場センター業務室又は最寄りの安定所に報告すること。

(次項に続く)

- 13 システム・セキュリティの確保  
求職情報提供サイトの利用にあたっては、システムのセキュリティを確保するため、以下の事項を遵守すること。  
① 上記12に留意し、ID及びパスワードの管理を厳重に行うこと。  
② ウイルス対策ソフトを適用し、ウイルス定義ファイル定期的に最新化すること  
③ セキュリティの脆弱性への対策を行っていないOSや閲覧ソフト等を用いないこと。  
なお、求職者が、ID及びパスワードを第三者に不正に利用されたこと又は上記のセキュリティ対策を適切に講じなかったこと等により、対象団体等、その他の第三者又は厚生労働省に対して損害を与えた場合、求職者は自らの責任により解決するものとする。
- 14 メンテナンス作業等の実施  
毎週1回日曜日にシステムのメンテナンスを行うため、メンテナンスに伴いシステムの停止が発生する。
- 15 免責事項等  
本サービスにより提供された求職情報の利用又は本サービスの停止(安定所の業務システムの障害及びシステムメンテナンスによるものも含む。)に関して生じた損害について、厚生労働省は一切責任を負わず、本サービスを利用する求職者に対し損害賠償する義務はないものとする。対象団体等が、本サービスにより提供された求職情報を利用したこと又はID及びパスワードを第三者に不正に利用されたことにより、本サービスを利用する求職者、その他の第三者又は厚生労働省に対して損害を与えた場合も、対象団体等は自らの責任により解決するものとする。  
また、安定所の業務システムの改修等により、本サービスの停止やソフトウェア等の更新が必要となる場合がありえるが、これに伴い発生する損害や経費は、本サービスを利用する求職者が負担すること。
- 16 不利益行為等の禁止  
本サービスの利用に当たっては、第三者又は厚生労働省に対し、不利益もしくは損害を与える行為又はそのおそれがある行為等を禁止する。
- 17 利用規約の変更  
厚生労働省は厚生労働省の裁量により本利用規約を変更することができるものとし、変更後の本利用規約は全て対象団体等及び本サービスを利用する求職者に適用されるものとする。厚生労働省が本利用規約を変更する場合は求職情報提供サイトに掲載することとする。
- 18 その他  
本サービスに関し、本利用規約に定めない事項は、厚生労働省が定めるところによる。  
また、厚生労働省は、求職情報提供サイトへの掲載により、いつでも本サービスの実施について全部又は一部の変更や廃止を行うことができる。
- 19 準拠法及び合意管轄安定所  
本利用規約には、日本法が適用されるものとする。  
本サービスの利用に関連する紛争については、求職申込みを行った安定所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 20 附則  
本利用規約は、平成28年3月〇日(調整中)から施行する。